

## 8 都市機能誘導区域の設定

### 8-1 都市機能誘導区域の設定の考え方

#### (1) 都市計画運用指針における基本的な考え方

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能施設を都市の骨格構造上の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

医療、福祉、子育て支援、商業といった都市機能施設の立地に焦点が当てられる中では、これらの施設を適切に誘導・配置することが重要となります。このような観点から設けられた都市機能誘導区域は、具体的なエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示し、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、都市機能施設の誘導を図るものです。

また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能施設が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等により容易に移動できる範囲で定めることが考えられます。

#### (2) 本市における基本的な考え方

人口減少・少子高齢化が進行する中で、都市の将来像である「歴史・文化が息づく自然豊かで快適な持続発展都市 とよかわ」を実現するためには、地域の特性に応じた都市機能施設を適切に配置することで、各地域の生活利便性を確保するとともに、新たな交流人口を創出し、都市の活力を拡大することが必要です。また、自動車を使わずに誰もが都市機能施設を利用できるよう、公共交通や徒歩で移動できる位置に都市機能施設を確保することが重要です。

このため、本市では、「6 誘導方針」に定めたとおり、「5 目指すべき都市の骨格構造」における中心拠点と全ての地域拠点に都市機能誘導区域を設定し、各拠点に都市機能施設を維持・誘導します。

なお、今ある都市機能施設について強制的に移転を行うものではなく、人口減少・少子高齢化が進行する中であっても郊外部を含む市民の暮らしやにぎわいのある都市を守るため、少なくとも周辺からの公共交通によるアクセス利便性が高い拠点において都市機能施設を維持・誘導するものです。

#### 【本市における都市機能誘導区域の考え方のまとめ】

○都市機能施設が集積し交通利便性の高い都市拠点、地域拠点において、市全体の生活利便性や地域コミュニティ、にぎわいを持続的に確保するために「維持」「誘導」する都市機能施設と実施する施策を明確化する区域

### (3) 誘導区域の設定方法

本市の都市機能誘導区域は、人口減少・少子高齢化が進行する中であっても市全体の生活利便性や地域コミュニティ、にぎわいを持続的に確保するとともに、主要な鉄道駅から徒歩や自転車等により移動できる範囲として以下のとおり設定します。

#### 【都市機能誘導区域の境界設定の考え方】

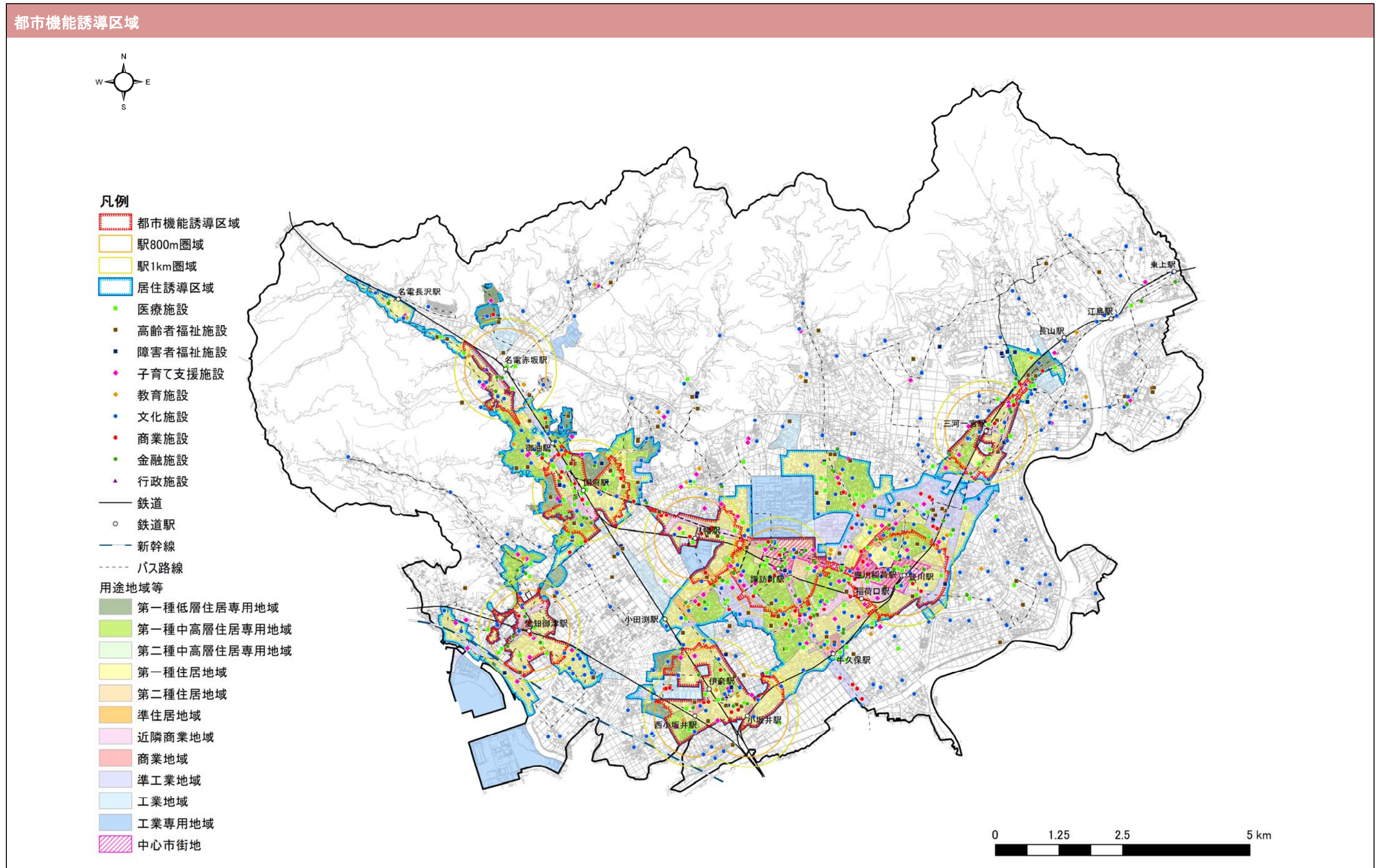
- ①居住誘導区域の範囲内で設定します。
- ②中心拠点及び地域拠点の中心となる駅から半径 800m～1 km<sup>※1</sup>の範囲を基本とし、800m圏を超えた最初の用途地域境界や道路や河川等の地形地物を境界として設定します。なお、地形地物を境界に設定する場合は、その中心線を定め境界線とします。
- ③拠点のにぎわいの創出に向け、駅から半径 1 kmにある近隣商業地域や商業地域（日用品の買物をする店舗をはじめ商業等の業務の利便の増進を図るための用途地域）を都市機能誘導区域に設定します。
- ④中心市街地として、拠点を形成してきたことから豊川市中心市街地商業等活性化基本計画の計画区域も都市機能誘導区域に設定します。
- ⑤合併前の旧町の中心である支所を含む範囲を都市機能誘導区域に設定します。
- ⑥第一種低層住居専用地域のうち、建ぺい率が 30%、容積率が 50%に指定されている地域は、上記②の範囲内であっても都市機能施設の立地が見込めないことから都市機能誘導区域に設定しないこととします。

※1：駅からの距離は、改札口からの直線距離とします。改札口が複数ある駅は、各改札口の中央の点からの直線距離とします。



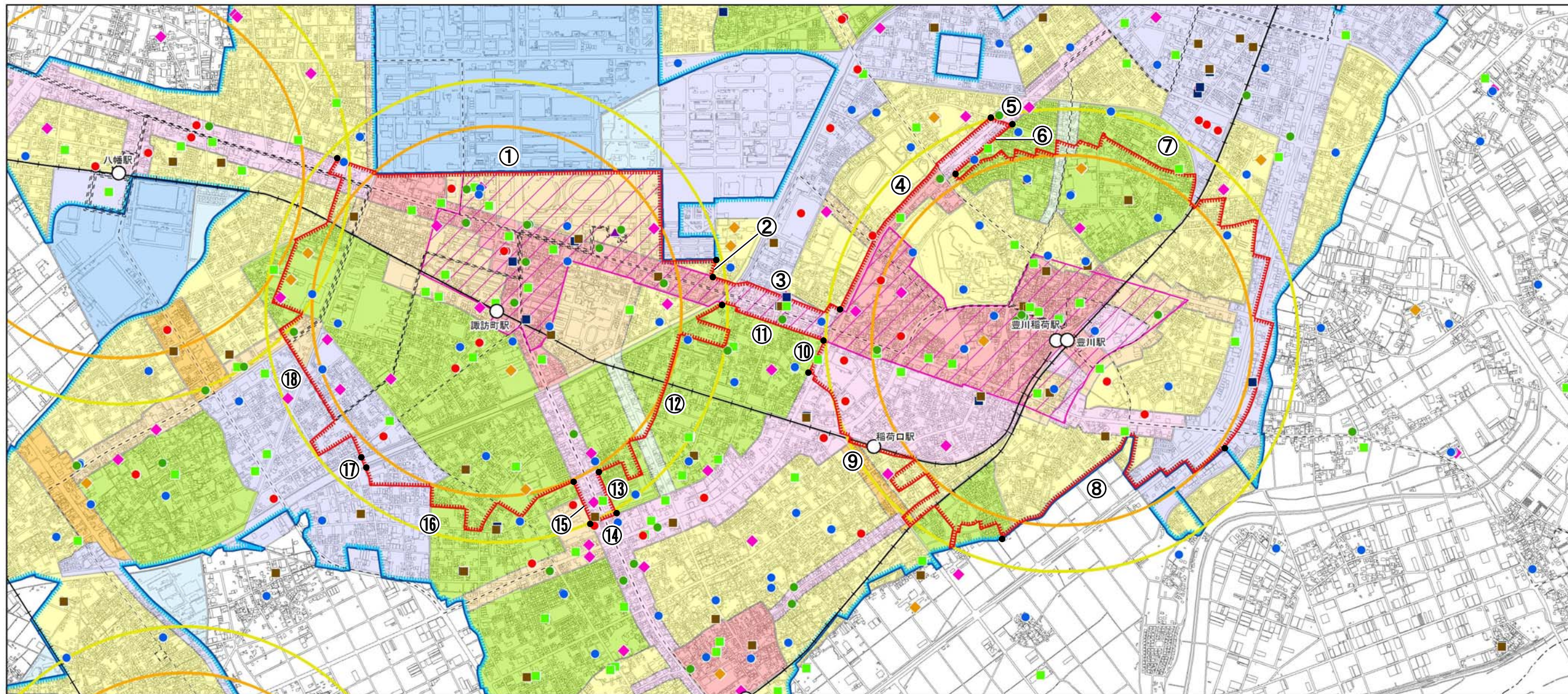
## 8-2 都市機能誘導区域の設定

本市における都市機能誘導区域を下図のとおり設定します。









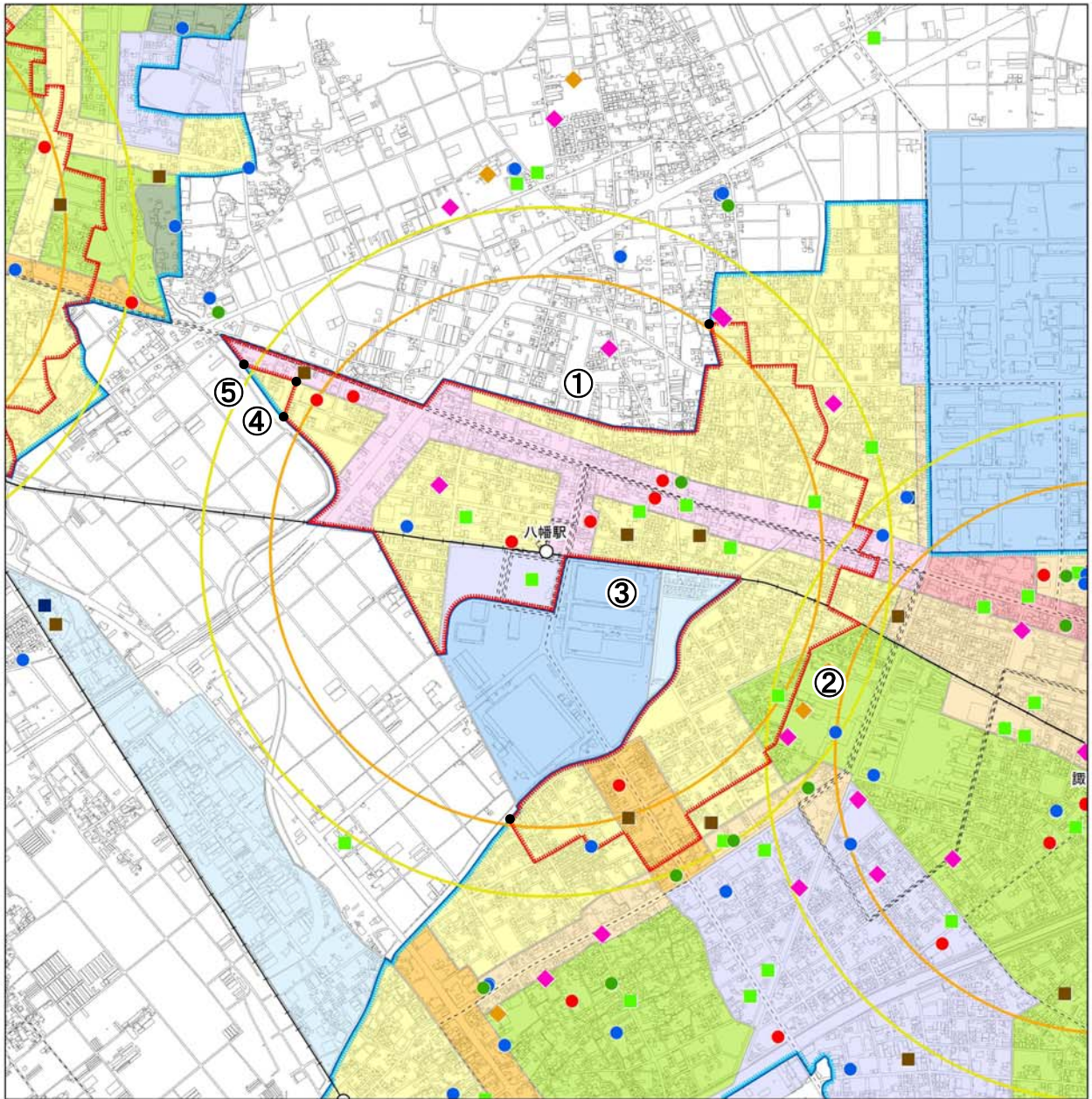
- |          |         |              |
|----------|---------|--------------|
| 都市機能誘導区域 | 医療施設    | 用途地域等        |
| 駅800m圏域  | 高齢者福祉施設 | 第一種低層住居専用地域  |
| 駅1km圏域   | 障害者福祉施設 | 第一種中高層住居専用地域 |
| 居住誘導区域   | 子育て支援施設 | 第二種中高層住居専用地域 |
|          | 教育施設    | 第一種住居地域      |
|          | 文化施設    | 第二種住居地域      |
|          | 商業施設    | 準住居地域        |
|          | 金融施設    | 近隣商業地域       |
|          | 行政施設    | 商業地域         |
| 鉄道       | 準工業地域   | 工業地域         |
| 鉄道駅      | 工業地域    | 工業専用地域       |
| 新幹線      | 工業専用地域  | 中心市街地        |
| バス路線     |         |              |

都市機能誘導区域の境界

- ① 居住誘導区域境界
- ② 地形地物（道路）
- ③ 豊川市中心市街地商業等活性化基本計画の計画区域の境界
- ④ 用途地域境界
- ⑤ 地形地物（道路）
- ⑥ 用途地域境界
- ⑦ 地形地物（道路）
- ⑧ 居住誘導区域境界
- ⑨ 地形地物（道路、鉄道）
- ⑩ 用途地域境界
- ⑪ 豊川市中心市街地商業等活性化基本計画の計画区域の境界
- ⑫ 地形地物（道路）
- ⑬ 用途地域境界
- ⑭ 地形地物（道路）
- ⑮ 用途地域境界
- ⑯ 地形地物（道路）
- ⑰ 地形地物の延長線（佐奈川横断）
- ⑱ 地形地物（道路、河川）







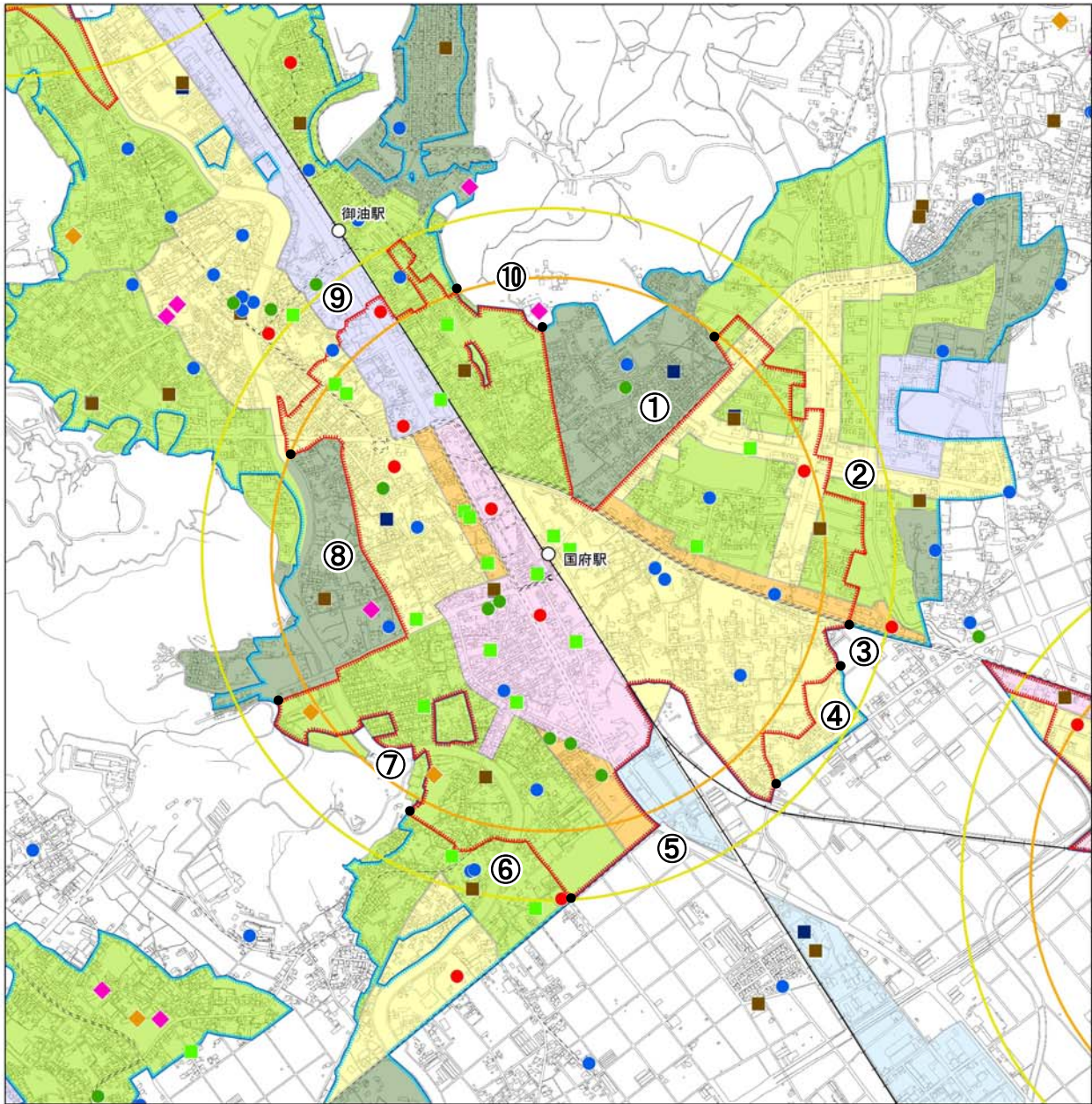
凡例

都市機能誘導区域	医療施設	用途地域等
駅800m圏域	高齢者福祉施設	第一種低層住居専用地域
駅1km圏域	障害者福祉施設	第一種中高層住居専用地域
居住誘導区域	子育て支援施設	第二種中高層住居専用地域
	教育施設	第一種住居地域
	文化施設	第二種住居地域
	商業施設	準住居地域
	金融施設	近隣商業地域
	行政施設	商業地域
鉄道		準工業地域
鉄道駅		工業地域
新幹線		工業専用地域
バス路線		

都市機能誘導区域の境界

- ①居住誘導区域境界
- ②地形地物（道路、水路、鉄道）
- ③居住誘導区域境界
- ④地形地物（道路）
- ⑤用途地域境界





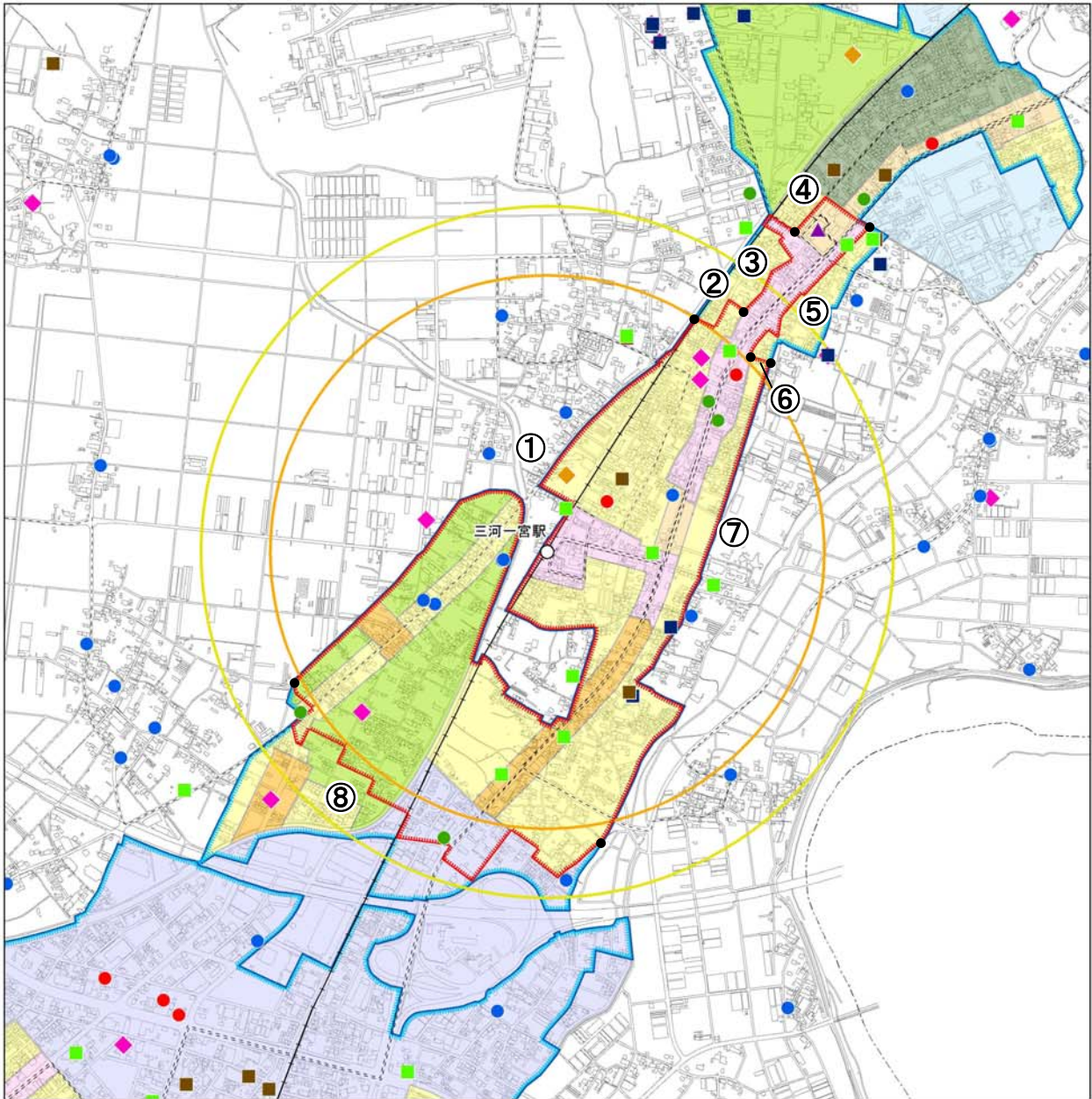
凡例

- |          |         |              |
|----------|---------|--------------|
| 都市機能誘導区域 | 医療施設    | 用途地域等        |
| 駅800m圏域  | 高齢者福祉施設 | 第一種低層住居専用地域  |
| 駅1km圏域   | 障害者福祉施設 | 第一種中高層住居専用地域 |
| 居住誘導区域   | 子育て支援施設 | 第二種中高層住居専用地域 |
|          | 教育施設    | 第一種住居地域      |
|          | 文化施設    | 第二種住居地域      |
|          | 商業施設    | 準住居地域        |
|          | 金融施設    | 近隣商業地域       |
|          | 行政施設    | 商業地域         |
| 鉄道       |         | 準工業地域        |
| 鉄道駅      |         | 工業地域         |
| 新幹線      |         | 工業専用地域       |
| バス路線     |         |              |

都市機能誘導区域の境界

- ①用途地域境界
- ②地形地物（道路）
- ③居住誘導区域境界
- ④地形地物（道路）
- ⑤居住誘導区域境界
- ⑥地形地物（道路）
- ⑦居住誘導区域境界
- ⑧用途地域境界
- ⑨地形地物（道路）
- ⑩居住誘導区域境界





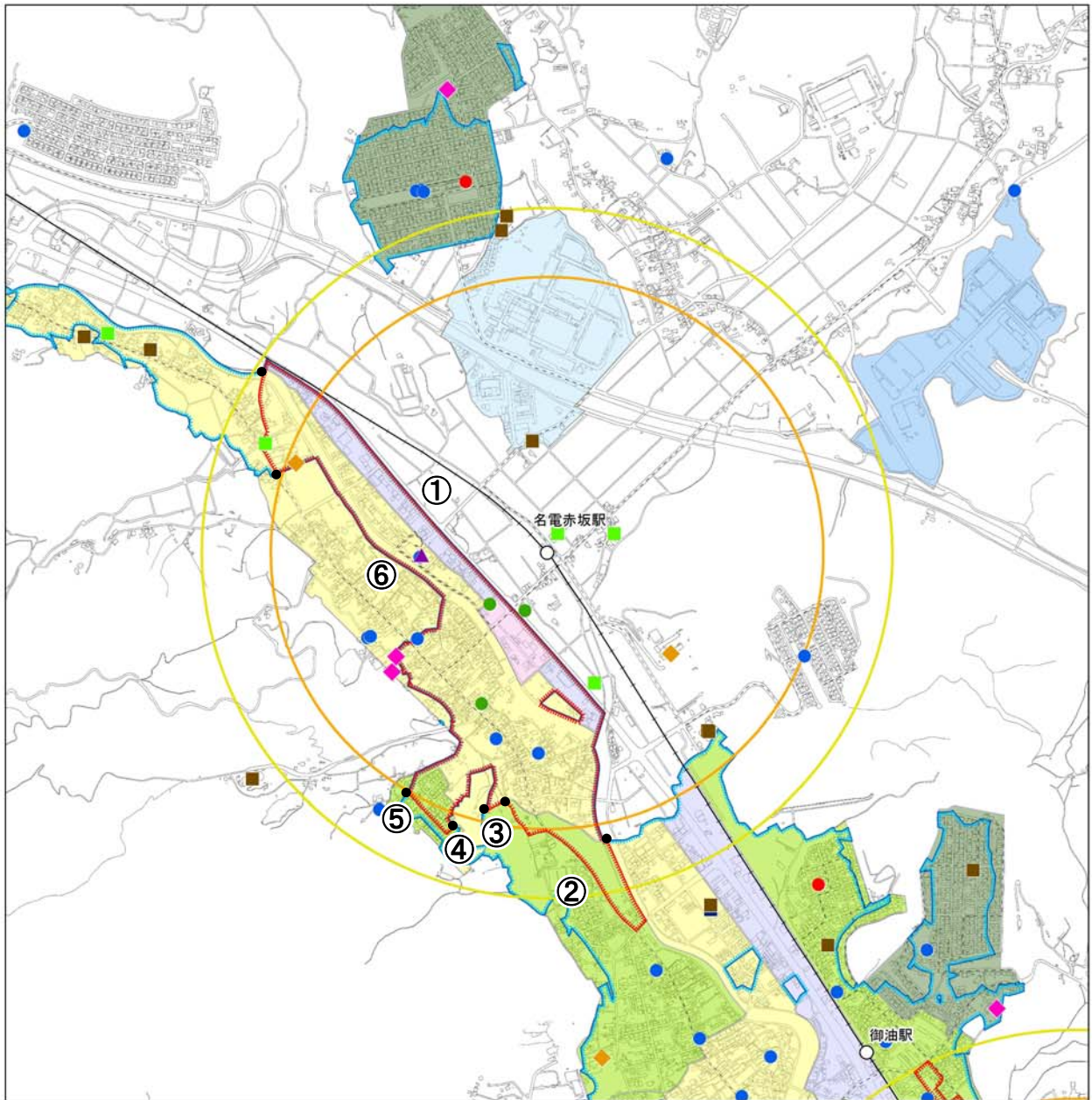
凡例

- |          |         |              |
|----------|---------|--------------|
| 都市機能誘導区域 | 医療施設    | <b>用途地域等</b> |
| 駅800m圏域  | 高齢者福祉施設 | 第一種低層住居専用地域  |
| 駅1km圏域   | 障害者福祉施設 | 第一種中高層住居専用地域 |
| 居住誘導区域   | 子育て支援施設 | 第二種中高層住居専用地域 |
|          | 教育施設    | 第一種住居地域      |
|          | 文化施設    | 第二種住居地域      |
|          | 商業施設    | 準住居地域        |
|          | 金融施設    | 近隣商業地域       |
|          | 行政施設    | 商業地域         |
| 鉄道       |         | 準工業地域        |
| 鉄道駅      |         | 工業地域         |
| 新幹線      |         | 工業専用地域       |
| 八入路線     |         |              |

都市機能誘導区域の境界

- ① 居住誘導区域境界
- ② 地形地物（道路）
- ③ 用途地域境界
- ④ 地形地物（道路）
- ⑤ 用途地域境界
- ⑥ 地形地物（道路）
- ⑦ 居住誘導区域境界
- ⑧ 地形地物（道路）

●地域拠点（音羽地区） 面積：43ha



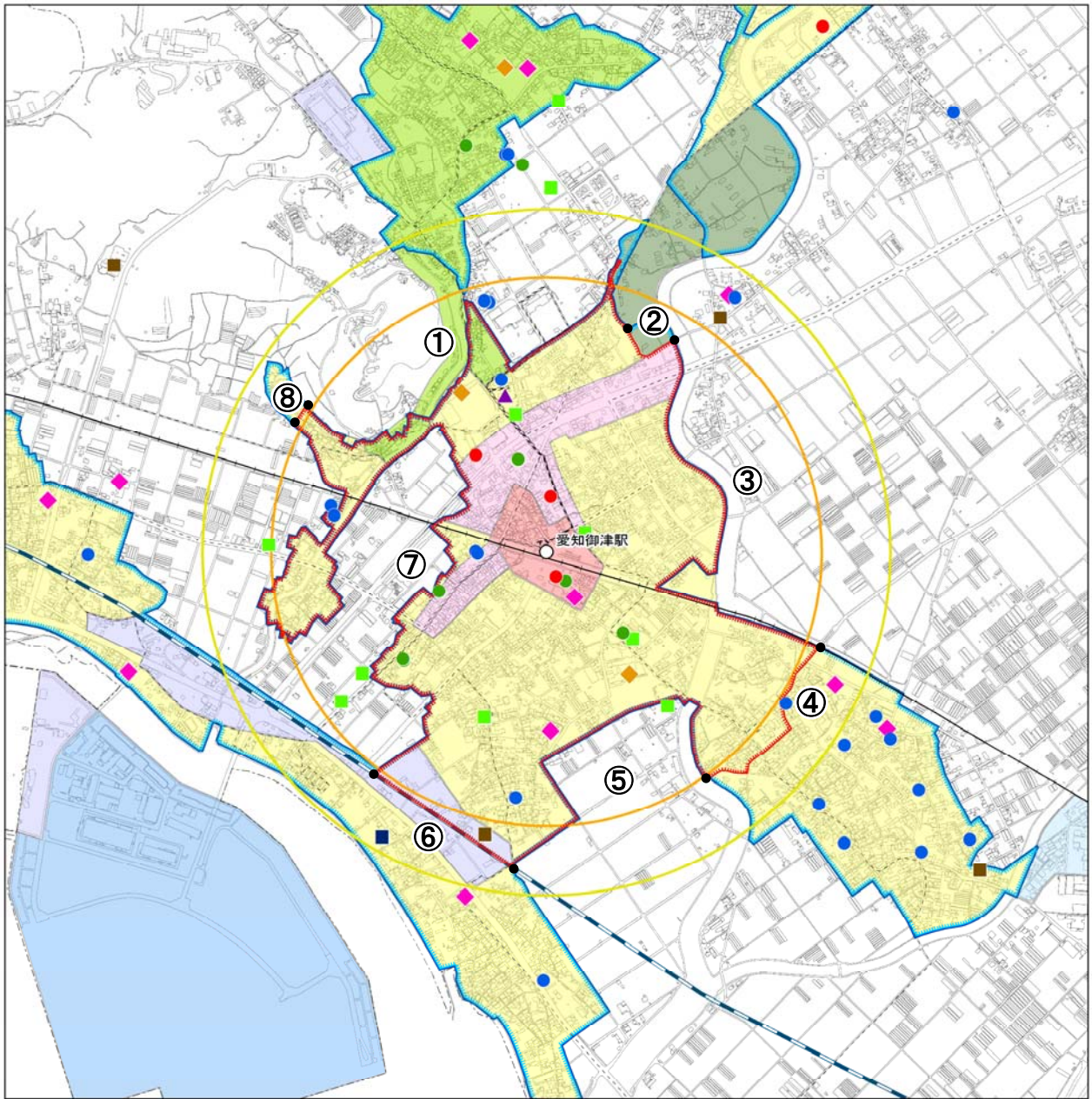
凡例

- |          |         |              |
|----------|---------|--------------|
| 都市機能誘導区域 | 医療施設    | <b>用途地域等</b> |
| 駅800m圏域  | 高齢者福祉施設 | 第一種低層住居専用地域  |
| 駅1km圏域   | 障害者福祉施設 | 第一種中高層住居専用地域 |
| 居住誘導区域   | 子育て支援施設 | 第二種中高層住居専用地域 |
|          | 教育施設    | 第一種住居地域      |
|          | 文化施設    | 第二種住居地域      |
|          | 商業施設    | 準住居地域        |
|          | 金融施設    | 近隣商業地域       |
|          | 行政施設    | 商業地域         |
| 鉄道       |         | 準工業地域        |
| 鉄道駅      |         | 工業地域         |
| 新幹線      |         | 工業専用地域       |
| バス路線     |         |              |

都市機能誘導区域の境界

- ①居住誘導区域境界
- ②地形地物（道路・河川）
- ③用途地域境界
- ④居住誘導区域境界
- ⑤地形地物（道路）
- ⑥居住誘導区域境界





凡例

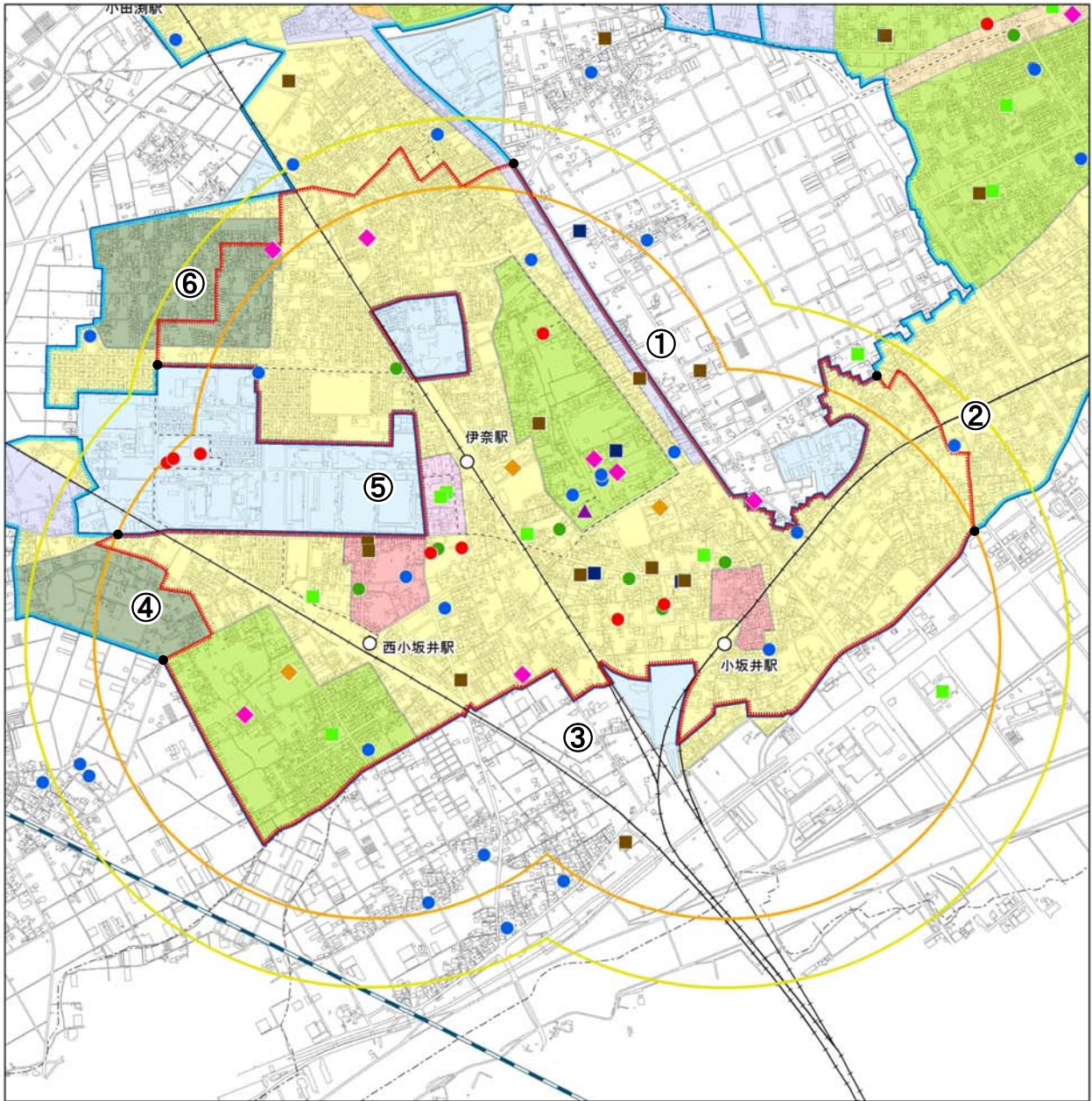
- |          |         |              |
|----------|---------|--------------|
| 都市機能誘導区域 | 医療施設    | 用途地域等        |
| 駅800m圏域  | 高齢者福祉施設 | 第一種低層住居専用地域  |
| 駅1km圏域   | 障害者福祉施設 | 第一種中高層住居専用地域 |
| 居住誘導区域   | 子育て支援施設 | 第二種中高層住居専用地域 |
|          | 教育施設    | 第一種住居地域      |
|          | 文化施設    | 第二種住居地域      |
|          | 商業施設    | 準住居地域        |
|          | 金融施設    | 近隣商業地域       |
|          | 行政施設    | 商業地域         |
| 鉄道駅      | 準工業地域   | 工業地域         |
| 鉄道       | 工業地域    | 工業専用地域       |
| 新幹線      |         |              |
| バス路線     |         |              |

都市機能誘導区域の境界

- ①居住誘導区域境界
- ②用途地域境界
- ③居住誘導区域境界
- ④地形地物（道路）
- ⑤居住誘導区域境界
- ⑥地形地物（東海道新幹線）
- ⑦居住誘導区域境界
- ⑧地形地物（道路）



●地域拠点（小坂井地区） 面積：235ha



凡例

- |          |         |              |
|----------|---------|--------------|
| 都市機能誘導区域 | 医療施設    | 用途地域等        |
| 駅800m圏域  | 高齢者福祉施設 | 第一種低層住居専用地域  |
| 駅1km圏域   | 障害者福祉施設 | 第一種中高層住居専用地域 |
| 居住誘導区域   | 子育て支援施設 | 第二種中高層住居専用地域 |
|          | 教育施設    | 第一種住居地域      |
|          | 文化施設    | 第二種住居地域      |
|          | 商業施設    | 準住居地域        |
|          | 金融施設    | 近隣商業地域       |
|          | 行政施設    | 商業地域         |
| 鉄道       |         | 準工業地域        |
| 鉄道駅      |         | 工業地域         |
| 新幹線      |         | 工業専用地域       |
| バス路線     |         |              |

都市機能誘導区域の境界

- ①居住誘導区域境界
- ②地形地物（道路）
- ③居住誘導区域境界
- ④用途地域境界
- ⑤居住誘導区域境界
- ⑥地形地物（道路）



## 8-3 誘導施設の設定

### (1) 都市計画運用指針等における基本的な考え方

誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能施設を設定するものとなりますが、具体の整備計画のある施設を設定するほか、必要な施設を定めることが望ましいものです。また、誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまふ恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられます。

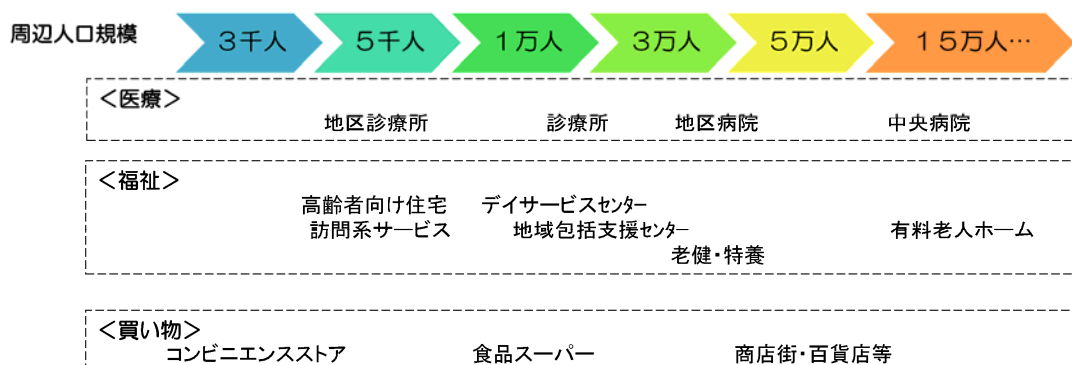
誘導施設としては、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・ 病院や診療所等の医療施設、デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・ 集客力がありまちのにぎわいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や商業施設
- ・ 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

などを定めることが考えられます。

#### 参考：利用人口と都市機能

医療、福祉、商業等の機能が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に応じて、以下のような圏域人口が求められます。



※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。

出典：都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションより国土交通省作成

#### 商業施設の商圈と施設規模

商品の性質や業態の組み合わせ等で、商圈や立地戦略は様々

\*コンビニエンスストア

大都市住宅地⇒商圈：半径500メートル、周辺人口：3,000人、流動客

その他の地域⇒商圈：半径2～3キロメートル（幹線道路沿いに立地）、周辺人口：3,000人～4,000人、流動客

\*食品スーパー（2,000～3,000㎡規模）⇒周辺人口1～3万人

\*ドラッグストア（1,000～1,500㎡規模）⇒周辺人口1～3万人

国土交通省 都市局 第2回都市再構築戦略検討委員会

有限会社 リティルワーク 代表 服部年明 氏 プレゼン資料より抜粋

(改正都市再生特別措置法等について より)

## (2) 都市計画マスタープランにおける各拠点のイメージ

都市計画マスタープランにおいて、中心拠点と地域拠点の位置づけが以下のとおり示されています。

### 【都市計画マスタープランにおける拠点の位置づけ（概要）】

#### **中心拠点（豊川地区、中央通地区、諏訪地区）**

- ・市全域及び広域からのアクセス利便性に優れ、すでに都市機能が多数立地しており、市の政策からも将来に渡って本市の中心にふさわしい拠点
- ・市内外からの利用を想定する広域的な都市機能の維持・誘導を図る拠点

#### **地域拠点（八幡地区）**

- ・市民病院が立地し、公共交通の利便性に優れる、市民交流によるにぎわいづくりを進める拠点
- ・日常生活に必要な地域生活機能に加え、既存の医療機能を核とした商業、文化、交流、福祉機能等の多様な都市機能の集積性を高めることで中心拠点の機能を補完する拠点

#### **地域拠点（国府地区）**

- ・名古屋、豊橋方面への玄関口であり、公共交通の利便性に優れる、中心拠点、八幡地区と一体となった市民交流によるにぎわいづくりを進める拠点
- ・商業、医療等の日常生活に必要な地域生活機能と交通結節機能の強化を図る拠点

#### **地域拠点（一宮地区、音羽地区、御津地区、小坂井地区）**

- ・生活圏と圏域人口、各機能の集積状況等を踏まえ、日常生活に必要な商業、医療等の都市機能のうち、圏域人口により成立する都市機能を中心に誘導する拠点



### (3) 本市に必要な都市機能施設の考え方

#### ①本市の現状を踏まえた必要な施設分類

「2 将来見通しと都市構造上の課題整理」において推計しました地区別人口の将来見通しと、高齢者人口、年少人口、生産年齢人口の将来見通し（55～69 頁参照）を見ますと、市街化区域のおおむね全域で、人口減少・少子高齢化が進行している状況です。

高齢者人口については、平成 22 年では高齢者人口密度が 10 人/ha 以上の地域は諏訪町駅や豊川駅、小坂井駅周辺等の駅周辺や既成市街地のみとなっていますが、平成 52 年には、市街化区域ほぼ全域で高齢者人口密度 10 人/ha 以上となる見通しとなっています。

年少人口については、平成 22 年では諏訪町駅南側や豊川市役所周辺等で 10 人/ha 以上となっており、市街化区域では 6 人/ha 以上が主体となっていました。平成 52 年には、市街化区域の多くの地域で 6～8 人/ha と密度が低下する見通しとなっています。生産年齢人口についても、ほとんどの地域で密度の低下がみられます。

このため、持続可能な都市の形成に向け、人口の動向を踏まえながら、定住人口・交流人口を確保するため、本市に備わっている以下の都市機能施設について維持・拡充を図ります。

#### 【都市機能施設の利用圏域の視点からの分類】

- ・本市で安心して健康に住み続けられるよう、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての市民の「安心でき健やかな生活を支える基盤となる施設」
- ・市の活力を支える生産年齢世代が安心して働き、子育てするための「子育て世代のための施設」
- ・市内外からの交流を促進するとともに地域経済を活性化する「まちのにぎわいを生み出す施設」
- ・市民の交流の場となり市民生活を支える基盤となる「行政施設」

#### ②利用圏域からの機能分類

効率的・効果的な施設配置を推進するためには、各施設が有する生活サービスの種類に加え、各施設の利用圏域や規模を踏まえた配置を検討する必要があります。このため、既存施設の機能等を踏まえながら、必要な都市機能施設を以下の 3 段階に区分します。

#### 【都市機能施設の利用圏域の視点からの分類】

- 基幹的生活機能**
  - ・市内外からの利用を想定する広域的な施設であり、市街地のにぎわい等をもたらすためにも必要な施設
- 地域生活機能**
  - ・市内複数個所に立地し、各生活圏の都市機能を確保する上で中心となる施設
- 最寄生活機能**
  - ・居住地の身近な位置に立地し、日常的な利用が想定される施設

### ③本市において維持・拡充する都市機能施設

これまでの考え方や、既存施設の立地状況を踏まえ、本市において維持・拡充すべき都市機能施設を以下のとおり整理します。

表 本市に必要な都市機能施設

大区分		小区分	基幹的 生活機能	地域 生活機能	最寄 生活機能
安心でき健やかな 生活を支える基盤 となる施設	医療	医療施設※1	●※2	●※3	●
		保健センター	●		
	高齢者 福祉	地域包括支援センター		●	
		通所・訪問系高齢者施設			●
	障害者 福祉	通所・訪問系障害者福祉施設			●
	子育て世代のため の施設	子育て 支援	子育て支援センター	●	
通所・訪問系障害児福祉施設					●
児童館				●	
幼稚園、保育所等					●
教育		中学校		●	
		小学校			●
まちなぎわいを 生み出す施設	文化	図書館	●	●	
		公民館、生涯学習会館	●	●	
		文化会館	●	●	
		市民館、集会所		●	●
	商業	大規模小売店舗（1,000㎡以上）	●	●	
		小規模なスーパー等※4			●
金融	銀行、郵便局等※5			●	
行政施設	行政	市役所	●		
		支所		●	

※1：「内科」「外科」「整形外科」「小児科」「歯科」を診療科目とする医療施設を対象とします。

※2：豊川市民病院は基幹的生活機能を有しているものとします。

※3：診療科目5科目以上の医療施設は、地域生活機能も有しているものとします。

※4：店舗面積1,000㎡未満の生鮮食品を扱うスーパー及びドラッグストアを対象とします。  
(コンビニエンスストアは除く)

※5：銀行、郵便局、信用金庫、信用組合、JAを対象とします。



## (4) 誘導施設の検討

### ①都市機能施設の充足状況

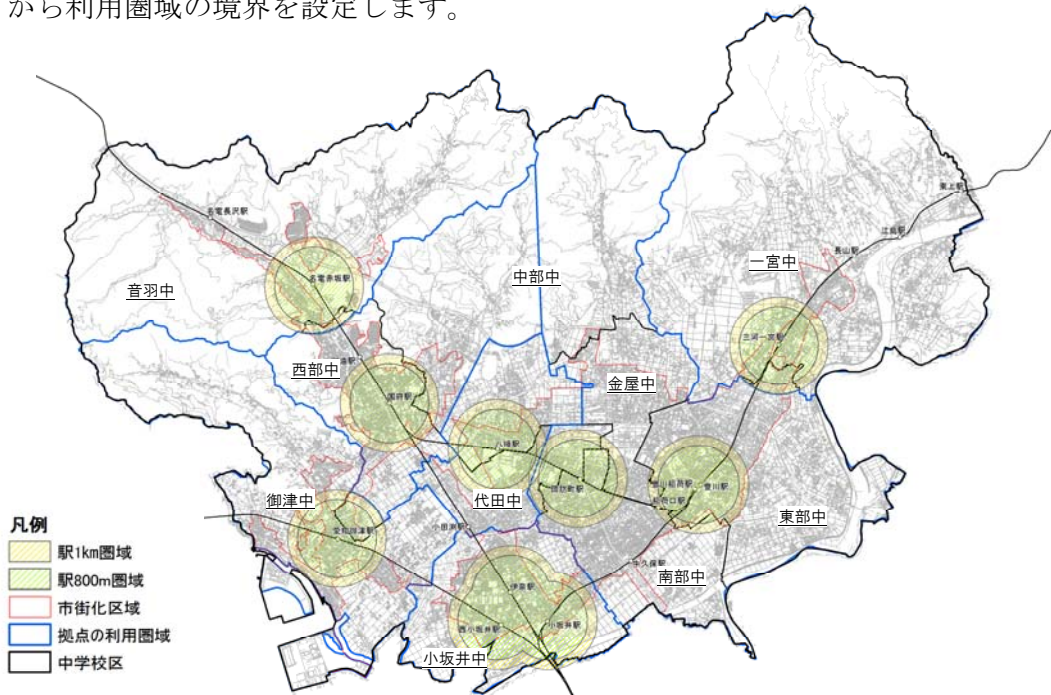
誘導施設の検討にあたり、本市に必要な都市機能施設の充足状況进行评估します。「利用人口と都市機能」(167頁参照)に示されている医療施設、高齢者福祉施設(通所・訪問系高齢者施設)、商業施設を対象として、市全域及び各都市機能誘導区域の利用圏域別の充足状況を定量的に評価し、これら以外の都市機能施設は、関連計画などから充足状況を整理します。

### 1) 医療、高齢者福祉、商業施設の充足状況の評価

各都市機能誘導区域の利用圏域を以下のとおり設定し、各利用圏域内の平成52年の将来人口と現況の施設数から1施設あたりの圏域人口を算定し、将来における各都市機能施設の充足状況进行评估します。

#### 【各拠点の利用圏域の設定について】

- ・中学校区を基本とし、各地域拠点に設定した都市機能誘導区域が隣接する中学校区に跨る場合は、都市機能誘導区域の範囲を踏まえ、駅からおおむね1kmの範囲を関連地区として設定します。
- ・各都市機能誘導区域以外の範囲については、道路網やバス路線網の配置を踏まえながら利用圏域の境界を設定します。



中学校区	利用圏域	中学校区	利用圏域
東部中	中心拠点を基本とし、三河一宮駅の1km圏域は一宮地区に含めます。	金屋中	中心拠点とします。
南部中	中心拠点とします。	一宮中	一宮地区とします。
中部中	千両町以东は中心拠点とする。東名高速道路以南を八幡駅と国府駅からの同距離で八幡地区と国府地区に分割します。	音羽中	音羽地区とします。
西部中	国府地区を基本とし、音羽地区、御津地区の主要駅の1km圏域は、各地区に含めます。	御津中	御津地区とします。
代田中	諏訪町駅と八幡駅からの同距離、コミュニティバス路線からの同距離により、中心拠点と八幡地区に分割します。	小坂井中	小坂井地区とします。

充足状況の算定結果について、医療施設と高齢者福祉施設（通所・訪問系高齢者施設）は、全ての圏域において充足している状況です。

一方で商業施設のうち、大規模小売店舗は、音羽地区と御津地区で整備されていない状況です。国府地区と一宮地区の大規模小売店舗や、一宮地区と音羽地区の小規模なスーパー等については、1施設あたりの圏域人口が「機能維持に必要な人口規模」より多い状況です。

表 各都市機能施設の利用圏域別の立地数

関連拠点	医療	高齢者福祉	商業	
	病院 診療所	通所・訪問系 高齢者施設	大規模 小売店舗	小規模な スーパー等
市全域	153	140	33	48
中心拠点	78	56	26	19
地域 拠点	八幡地区	17	2	8
	国府地区	21	2	9
	一宮地区	14	1	2
	音羽地区	5	0	1
	御津地区	10	0	3
	小坂井地区	8	2	6

表 利用圏域別の1施設あたりの圏域人口

関連拠点	H52人口	医療	高齢者福祉	商業	
		病院 診療所	通所・訪問系 高齢者施設	大規模 小売店舗	小規模な スーパー等
市全域	168,770	1,103	1,206	5,114	3,516
中心拠点	71,315	914	1,273	2,743	3,753
地域 拠点	八幡地区	16,517	972	8,259	2,065
	国府地区	23,715	1,129	11,858	2,635
	一宮地区	16,723	1,195	16,723	8,362
	音羽地区	8,213	1,643	-	8,213
	御津地区	13,161	1,316	-	4,387
	小坂井地区	19,126	2,391	1,125	9,563
機能維持に必要な人口規模		40,000	5,000	10,000	5,000

※機能維持に必要な人口規模は、「利用人口と都市機能」（167 頁参照）により以下のとおり設定しました。

- ・病院・診療所：地区病院の40,000人としました。
- ・通所・訪問系高齢者施設：高齢者向け住宅訪問系サービスの5,000人としました。
- ・大規模小売店舗：食品スーパー(2,000～3,000㎡規模)の10,000人としました。
- ・小規模なスーパー等：コンビニエンスストアより多く、大規模小売店舗の半数にあたる5,000人と想定しました。

※人口は、100mメッシュの重心を含むメッシュ人口の合計値により算定しました。

※  ：1施設あたりの圏域人口が「機能維持に必要な人口規模」より多く、各拠点の利用圏域において不足していると想定される施設を示しています。なお「-」は利用圏域に都市機能施設がないことを示しています。



## 2) 都市機能施設の充足状況の整理

医療施設、高齢者福祉施設（通所・訪問系高齢者施設）、商業施設に対する評価と、これら以外の都市機能施設に係る関連計画等を踏まえ、本市に必要な都市機能施設の充足状況は以下のとおり整理されます。

### 【都市機能施設別の充足状況】

#### **医療**

##### **◎医療施設**

市民病院は、「豊川市民病院事業の設置等に関する条例」に基づき整備されており、充足とします。病院は、市内の設置数については充足しています。地区別に見ますと整備されていない地区がありますが、各地区が補完し医療機能を確保していきます。

診療所は、市内の設置数は充足しています。

##### **◎保健センター**

保健センターは、本市の医療・福祉に関わる対人サービスの拠点となる施設であり、様々な医療・福祉施設の連携の拠点となる施設です。一元的なサービス提供により、市民の健康づくりや各施設の円滑な連携が効果的に行われていることから、現状で充足していることとします。

#### **高齢者福祉**

##### **◎地域包括支援センター**

地域包括支援センターは、本市を4つに区分した各生活圏域に1施設ずつ配置され、各圏域を分担しています。第6期豊川市福祉計画・介護保険事業計画では、圏域の設定は、現時点でバランスがとれており、引き続き4つの生活圏域を基本とした地域包括ケア体制を構築することが記載されており(同計画書34頁)充足していることとします。

##### **◎通所・訪問系高齢者施設**

高齢者を対象とした福祉施設は、市内各地区において充足しています。

#### **障害者福祉**

##### **◎通所・訪問系障害者福祉施設**

第4期豊川市障害福祉計画において、国の基本指針に基づき平成29年度末までに市内または東三河南部圏域（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）に少なくとも1つの地域生活支援拠点等の整備を実施することが目標値として掲げられている他は、施設の整備量の不足していることは記載されていませんが、今後の各種サービスの拡充に伴う施設整備が必要です。

## **子育て支援**

### **◎子育て支援センター、児童館**

豊川市子ども・子育て支援事業計画において、子育て支援センターの必要量は確保されていませんが、より身近な児童館により乳幼児の親子が集う場を提供することとしていますので、児童館も含め充足していることとします。

### **◎通所・訪問系障害児福祉施設**

第4期 豊川市障害福祉計画において、国の基本指針に基づき平成29年度末までに市内または東三河南部圏域（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）に少なくとも1つの地域生活支援拠点等の整備を実施することが目標値として掲げられている他は、施設の整備量の不足していることは記載されていませんが、今後の各種サービスの拡充に伴う施設整備が必要です。

### **◎幼稚園、保育所等**

豊川市子ども・子育て支援事業計画において、0～2歳児クラスを対象とした保育所等が不足していることが示されています。

なお、平成30年度までに不足する収容定員を確保することが予定されています。

## **教育**

### **◎中学校、小学校**

豊川市公共施設適正配置計画の重点取組みの一つとして、「人口減少に伴う学校教育施設等の総量縮減と多機能化の推進」が位置づけられています。市内の設置数は充足していることとします。

## **文化**

### **◎図書館、公民館、生涯学習会館**

豊川市公共施設適正配置計画において、他施設との複合化や機能集約を図るなど全体としての総量の縮減を図ることが位置づけられています。現状として、市内の設置数は充足していることとします。

### **◎文化会館**

豊川市公共施設適正配置計画において、重複機能の集約を図ることが位置づけられています。現状として、市内の設置数は充足していることとします。

### **◎市民館、集会所**

市民館は豊川市公共施設適正配置計画において、機能集約を図り、再編を図ることが位置づけられています。現状として、集会所を含め各施設の市内の設置数は充足していることとします。



## **商業**

### **◎大規模小売店舗（1,000㎡以上）**

大型小売店舗の市内の設置数はおおむね充足しています。

国府地区は、機能維持に必要な人口規模とおおむね同等の利用人口であり、充足していると想定されます。一宮地区は立地していますが不足していると想定されます。音羽地区、御津地区においては、整備されていません。

### **◎小規模なスーパー等**

（店舗面積1,000㎡未満の生鮮食品を扱うスーパー及びドラッグストア（コンビニエンスストアは除く））

小規模なスーパー等は、一宮地区や音羽地区においては不足していることが想定されます。一方で、市全体でみた場合に設置数は充足しているほか、コンビニエンスストア等の店舗を含めると市内各地区において、最寄の商業施設は充足していることとします。

## **金融**

### **◎銀行、郵便局等**

市内各所に銀行や郵便局、信用金庫等が立地しています。各施設における有人の窓口他、ATMが設置されています。ATMについては、コンビニエンスストアにも設置されており、居住地の身近な場所での預金を引き出すことなどが可能な状況であると想定されることから、生活に必要な金融機能は市内に充足していることとします。

## **行政**

### **◎市役所・支所**

豊川市公共施設適正配置計画において、周辺施設との複合化多機能化による拠点形成を図りながら総量の削減を図ることが位置づけられています。現状として、市内の設置数は充足していることとします。



## **都市機能施設の充足状況のまとめ**

- ・おおむねの都市機能施設は市内で充足しています。
- ・通所・訪問系障害者福祉施設と通所・訪問系障害児福祉施設は、今後の各種サービスの拡充に伴う施設整備が必要です。
- ・0～2歳児クラスを対象とした保育所が不足している状況です。
- ・大規模小売店舗が一宮地区で不足していると想定されます。音羽地区、御津地区では整備されていません。

## ②都市機能施設の分布特性

誘導施設の設定にあたり、各都市機能誘導区域に対する都市機能施設の立地状況について整理します。また、駅の徒歩圏に含まれる一方で市街化調整区域であるために都市機能誘導区域から除外されたエリアが各拠点にあるため、駅の徒歩圏にも着目し整理します。

次頁以降の177頁、178頁に示す立地状況の整理の結果から、都市機能施設の分布状況として以下の特性が挙げられます。

### 【都市機能施設の分布特性】

#### 中心拠点（豊川地区、中央通地区、諏訪地区）

- ・中心拠点は現状でおおむね全ての基幹的生活機能、地域生活機能が立地しており、本市のにぎわいや都市機能を確保する上で、核となる拠点となっています。
- ・豊川地区では、交流人口の増加に資する観光・商業施設が立地しています。諏訪地区には行政施設が多く立地しています。

#### 地域拠点（八幡地区）

- ・八幡地区では、基幹的生活機能を有する豊川市民病院が立地するなど、本市の医療機能において中核的な機能を有しています。また、大規模小売店舗や小規模なスーパー等の商業機能が立地しています。

#### 地域拠点（国府地区）

- ・国府地区には、地域生活機能を有する病院や大規模小売店舗が立地しています。国府地区周辺の音羽地区や御津地区には同様の施設はなく、各地区の医療・商業を補完する機能を有していると考えられます。

#### 地域拠点（一宮地区）

- ・医療施設については、都市機能誘導区域内に外科が立地していませんが、駅の徒歩圏内では立地します。
- ・商業施設の店舗数は他地区と比較し少ないですが、都市機能誘導区域内に大規模小売店舗が立地しています。
- ・駅の徒歩圏外に高齢者福祉施設や子育て支援施設、教育施設が立地しています。

#### 地域拠点（音羽地区）

- ・医療施設については、都市機能誘導区域内には歯科のみが立地し、駅の徒歩圏内に外科、整形外科が立地していない状況です。
- ・駅の徒歩圏内外に教育・文化施設が地区周辺に比較的多く立地しています。商業施設が少ない状況です。

#### 地域拠点（御津地区）

- ・医療施設については、都市機能誘導区域内には歯科のみが立地しています。駅の徒歩圏内に外科が立地していない状況です。
- ・御津地区周辺では商業施設が少ない状況ですが、小規模なスーパー等が駅の徒歩圏内に複数立地しています。また、教育・文化施設も駅の徒歩圏に立地しています。

#### 地域拠点（小坂井地区）

- ・各種施設ともおおむね駅の徒歩圏内に立地しています。
- ・医療施設については、都市機能誘導区域内に外科、整形外科が立地していませんが、駅の徒歩圏内には立地します。



表 地区別の都市機能施設の分布状況 (1/2)

拠点	圏域	医療		高齢者福祉		障害者福祉	子育て支援			
		医療施設	保健センター	地域包括支援センター	通所・訪問系 高齢者施設	通所・訪問系 障害者福祉施設	子育て支援センター	通所・訪問系 障害児福祉施設	児童館	幼稚園、 保育所等
中心拠点 豊川地区 中央通地区 諏訪地区	都市機能誘導区域	34	1		19	7	1	4	1	9
	駅徒歩圏の市街化区域									
	駅徒歩圏の市街化調整区域									
	駅徒歩圏外の市街化区域	37		1	26	11		6	3	13
	駅徒歩圏外の市街化調整区域	7			11	1		1		5
	地区合計	78	1	1	56	19	1	11	4	27
地域拠点 八幡地区	都市機能誘導区域	7			6					2
	駅徒歩圏の市街化区域									
	駅徒歩圏の市街化調整区域							2		
	駅徒歩圏外の市街化区域	6			3	1		5		1
	駅徒歩圏外の市街化調整区域	4			1				1	2
	地区合計	17	0	0	10	1	0	7	1	5
地域拠点 国府地区	都市機能誘導区域	17			7	3				
	駅徒歩圏の市街化区域				1	1				1
	駅徒歩圏の市街化調整区域									1
	駅徒歩圏外の市街化区域	3		1	11	3			1	2
	駅徒歩圏外の市街化調整区域	1		1	7	3		1		1
	地区合計	21	0	2	26	10	0	1	1	5
地域拠点 一宮地区	都市機能誘導区域	5			5	2		1	1	1
	駅徒歩圏の市街化区域									
	駅徒歩圏の市街化調整区域	4			1					1
	駅徒歩圏外の市街化区域	2			3	1				1
	駅徒歩圏外の市街化調整区域	3		1	9	8		4		6
	地区合計	14	0	1	18	11	0	5	1	9
地域拠点 音羽地区	都市機能誘導区域	1							1	
	駅徒歩圏の市街化区域				1	1				1
	駅徒歩圏の市街化調整区域	3			2					
	駅徒歩圏外の市街化区域	1			2					2
	駅徒歩圏外の市街化調整区域				4					1
	地区合計	5	0	0	9	1	0	0	1	4
地域拠点 御津地区	都市機能誘導区域	4			1					2
	駅徒歩圏の市街化区域									
	駅徒歩圏の市街化調整区域	3								
	駅徒歩圏外の市街化区域				1	1		2	3	2
	駅徒歩圏外の市街化調整区域	3			2					2
	地区合計	10	0	0	4	1	0	2	3	6
地域拠点 小坂井地区	都市機能誘導区域	6			10	5			1	5
	駅徒歩圏の市街化区域									
	駅徒歩圏の市街化調整区域	1			5	1				1
	駅徒歩圏外の市街化区域				1					
	駅徒歩圏外の市街化調整区域	1			1					
	地区合計	8	0	0	17	6	0	0	1	6
市合計		153	1	4	140	49	1	26	12	62

※駅の徒歩圏:800m

■ 基幹的生活機能、地域生活機能 ■ 最寄生活機能

表 地区別の都市機能施設の分布状況 (2/2)

拠点	圏域	教育		文化			商業		金融	行政	
		中学校	小学校	図書館	公民館、生涯学習会館	文化会館	市民館、集会場	大規模小売店舗	小規模なスーパー等	銀行・郵便局等	市役所、支所
中心拠点	都市機能誘導区域	3	2	1	2	1	29	7	5	17	2
豊川地区 中央通地区 諏訪地区	駅徒歩圏の市街化区域										
	駅徒歩圏の市街化調整区域										
	駅徒歩圏外の市街化区域	1	5	1			50	19	14	14	
	駅徒歩圏外の市街化調整区域		3				36			2	
	地区合計	4	10	1	3	1	115	26	19	33	2
地域拠点	都市機能誘導区域		1				2	2	6	1	
八幡地区	駅徒歩圏の市街化区域										
	駅徒歩圏の市街化調整区域										
	駅徒歩圏外の市街化区域		1				7		2	4	
	駅徒歩圏外の市街化調整区域	1	1	1			6			2	
	地区合計	1	3	0	1	0	15	2	8	7	0
地域拠点	都市機能誘導区域	1	1				10	2	4	6	
国府地区	駅徒歩圏の市街化区域						2			1	
	駅徒歩圏の市街化調整区域										
	駅徒歩圏外の市街化区域		1	1			16		5	3	
	駅徒歩圏外の市街化調整区域		1				11				
	地区合計	1	3	0	1	0	39	2	9	10	0
地域拠点	都市機能誘導区域		1				5	1	1	3	1
一宮地区	駅徒歩圏の市街化区域										
	駅徒歩圏の市街化調整区域						4				
	駅徒歩圏外の市街化区域	1					2		1	1	
	駅徒歩圏外の市街化調整区域		2	1	1		45			5	
	地区合計	1	3	1	1	0	56	1	2	9	1
地域拠点	都市機能誘導区域	1				1	3			2	1
音羽地区	駅徒歩圏の市街化区域				1						
	駅徒歩圏の市街化調整区域		1							1	
	駅徒歩圏外の市街化区域		1	1			9		1	1	
	駅徒歩圏外の市街化調整区域		1				9				
	地区合計	1	3	1	1	1	21	0	1	4	1
地域拠点	都市機能誘導区域	1	1		1		5		3	5	1
御津地区	駅徒歩圏の市街化区域										
	駅徒歩圏の市街化調整区域				1		1				
	駅徒歩圏外の市街化区域		1	1			12			1	
	駅徒歩圏外の市街化調整区域						11			1	
	地区合計	1	2	1	1	1	29	0	3	7	1
地域拠点	都市機能誘導区域	1	2	1	1	1	8		5	7	1
小坂井地区	駅徒歩圏の市街化区域							2	1		
	駅徒歩圏の市街化調整区域						2				
	駅徒歩圏外の市街化区域						5				
	駅徒歩圏外の市街化調整区域						9				
	地区合計	1	2	1	1	1	24	2	6	7	1
市合計		10	26	5	9	4	299	33	48	77	6

※駅の徒歩圏:800m

■ 基幹的生活機能、地域生活機能

■ 最寄生活機能



## (5) 誘導施設の設定

### ① 誘導施設の設定の考え方

都市の将来像である「歴史・文化が息づく自然豊かで快適な持続発展都市 とよかわ」を形成するため、都市機能施設の都市機能施設の充足状況や分布特性を踏まえ、各都市機能誘導区域の誘導施設を設定します。

誘導施設は、都市機能誘導区域外であっても駅の徒歩圏に都市機能施設が立地している特性を踏まえ、以下のとおり区分して設定します。

#### 【誘導施設の区分】

- 維持・拡充施設：都市機能誘導区域に立地しておりその機能を今後も維持・拡充する施設
- 補完施設：都市機能誘導区域外であるが駅の徒歩圏内にある施設
- 誘致施設：駅の徒歩圏内になく新たに都市機能誘導区域に誘致する施設

※補完施設は法令上の誘導施設であり、緩やかな施設の集約化に向けて、都市機能誘導区域内への施設立地や移転を促進するものとします。しかし、補完施設が駅の徒歩圏内から無くなった場合は、「誘致施設」とします。

※医療施設については、内科、外科、整形外科、小児科、歯科」の5つの診療科目を確保するため、都市機能誘導区域に5つの診療科目が立地している場合は「維持・拡充施設」とし、駅の徒歩圏内に立地している場合は「補完施設」とします。

### ② 都市機能誘導区域別の誘導施設の設定の考え方

#### 中心拠点（豊川地区、中央通地区、諏訪地区）

中心拠点は、本市の魅力ある生活環境の確保や、活力とにぎわいの向上をけん引する拠点です。

現状でおおむね全ての都市機能施設が備わっており、豊川稲荷や周辺の商店街、海軍工廠跡地に集積する行政施設や豊川公園など、多彩な交流空間や生活空間が形成されており、本市の核となる拠点となっています。

本市の中心拠点としてふさわしい都市機能を維持するため、医療、文化、商業、行政等の基幹的な都市機能施設と、子育て世代をはじめとしたまちなか居住者のための都市機能の維持・拡充を図ります。また、当地区は、高齢者の人口密度が現状で他地区と比較し高く、今後も増加することが予測されており、高齢者福祉施設の維持・拡充を図ります。

#### ～本市の市街地形成の特徴を踏まえた中心拠点整備の方向性～

**豊川地区**には、県内有数の集客力を有する歴史・文化施設である豊川稲荷があります。門前町として栄えてきた観光商業地を活かしたにぎわいを創出するため、誘導施設に位置づけた施設であっても、魅力ある商業環境や街並み、来訪者等のための快適な歩行環境の形成を阻害しないよう、地元商店街等と連携しながら適切な施設の誘導に努めることとします。

**諏訪地区**には、昭和初期に海軍工廠が立地していた経緯から、その跡地に現在の市役所等の基幹的な行政施設が立地しています。また、その周辺には大規模な商業施設や文化施設、公園など、市民生活に必要な様々な都市機能施設が集積しています。この特性を活かしてまちなかの回遊や市民等の交流を促進し、都市のにぎわいを創出します。

### 地域拠点（八幡地区）

八幡地区には豊川市民病院が立地しており、既存の医療機能を核とした商業、文化、交流、福祉機能等の多様な都市機能の集積性を高めることで中心拠点の機能を補完する拠点です。

サービス水準の高い医療施設が交通利便性の高い位置にある特性を活かし、高齢化の中で必要性の高まる都市機能施設である医療施設や高齢者福祉施設の他、生活利便性を確保するための商業機能や子育て支援機能の維持・拡充を図ります。

### 地域拠点（国府地区）

国府地区は、中心拠点や八幡地区と一体となって本市のにぎわいづくりを推進するため、医療、商業等の日常生活に必要な地域生活機能と、交通結節機能の強化を図る拠点です。

当地区は、鉄道により円滑に市内外へ移動できる交通体系が整備されており、国府駅は市内の鉄道駅では最も利用者が多い駅となっています。また、当地区の医療施設や商業施設は、音羽地区や御津地区をはじめ、本市西部の生活利便性を確保する上で重要な機能を果たしています。

高い交通利便性を活かして、市内のみならず市外で働く人の居住地として選択されるような良好な居住環境を確保するため、既存の都市機能施設の維持・拡充を図ります。また、鉄道を利用した通勤者等が利用しやすい子育て支援施設の維持・拡充を図ります。

### 地域拠点（一宮地区）

一宮地区は、当地域の人口で成立する都市機能の維持・拡充により、周辺に分布する豊かな景観資源を保全するとともに、良好な住宅環境を形成する拠点です。

鉄道と路線バス、コミュニティバスが確保され、交通利便性が比較的高い拠点であり、駅の徒歩圏において医療施設が立地しています。また、高齢者福祉施設や子育て支援施設、図書館等の文化施設について、駅の徒歩圏外ではありますが地区周辺に立地しています。大規模小売店舗が都市機能誘導区域内に立地していますが、利用圏内で不足している状況です。

交通利便性の高い拠点内において、子育て支援施設や商業施設の維持・拡充を図るとともに、駅の徒歩圏外に立地する文化施設の誘致等を図ります。

### 地域拠点（音羽地区）

音羽地区は、当地域の人口で成立する都市機能の維持・誘致により、豊かな自然環境を活かしたまちづくりを推進する拠点です。

現状で、都市機能誘導区域内に子育て支援施設等が立地していますが、福祉施設や商業施設が立地していない状況です。また、徒歩圏内には、文化施設が立地しています。

医療施設については、都市機能誘導区域内には歯科のみが立地し、駅の徒歩圏内に外科、整形外科が立地していない状況です。

豊かな自然に囲まれ潤いのある中で、子育て世代の新たな転入を促進し地区のにぎわいを創出するため、医療施設の誘致を図るとともに、不足している商業施設の誘致と子育て支援施設等の維持・拡充を図ります。

### 地域拠点（御津地区）

臨海部において市内でも主要な働く場を有している御津地区は、JR 愛知御津駅を中心とした住民生活を支える拠点です。

現状で、子育て支援施設や地区周辺の交流を促進する文化施設が都市機能誘導区域内に立地しています。一方で、医療施設については、都市機能誘導区域内には歯科のみが立地しており、駅の徒歩圏内に外科が立地していない状況です。また、商業施設は他地区と比較して少ない状況です。

働く場に近接する特性を活かして新たな転入を促進し地区のにぎわいを創出するため、既存の都市機能施設の維持・拡充とともに、不足している医療施設や商業施設の誘致を図ります。

### 地域拠点（小坂井地区）

小坂井地区は鉄道3路線が整備され、市内外の多方面へ鉄道での移動が可能な地区であり、都市機能の維持・拡充により、生活利便性の高い住宅地を形成する拠点です。

福祉施設、子育て支援施設、文化施設等の生活を支える機能が十分確保されていますが、商業施設が都市機能誘導区域には立地していない状況です。また、都市機能誘導区域内に外科、整形外科が立地していませんが、駅の徒歩圏を含めると必要な施設が確保されています。

高い交通利便性を活かして新たな転入を促進し地区のにぎわいを創出するため、既存の都市機能施設の維持・拡充や、不足している商業施設の誘致を図ります。



### ③誘導施設の設定の考え方

都市機能誘導区域別の誘導施設の設定の考え方を踏まえ、下表の「」で示す施設を誘導施設に設定します。

表 誘導施設の設定

大区分	小区分	中心拠点	地域拠点						
			八幡地区	国府地区	一宮地区	音羽地区	御津地区	小坂井地区	
安心でき健やかな生活を支える基盤となる施設	医療	医療施設 <sup>※1</sup>	○	○	○	◇	●	●	◇
		保健センター	○						
	高齢者福祉	地域包括支援センター							
		通所・訪問系高齢者施設	○	○	○	○	◇	○	○
	障害者福祉	通所・訪問系障害者福祉施設	○	●	○	○	◇	●	○
子育て世代のための施設	子育て支援	子育て支援センター	○						
		通所・訪問系障害児福祉施設	○	◇	●	○	●	●	●
		児童館							
		幼稚園、保育所等	○	○	◇	○	◇	○	○
	教育	中学校							
		小学校							
まちのにぎわいを生み出す施設	文化	図書館	○			●	◇	◇	○
		公民館、生涯学習会館	○			●	◇	○	○
		文化会館							
		市民館、集会所							
	商業	大規模小売店舗（1,000㎡以上）	○	○	○	○	●	●	◇
		小規模なスーパー等							
	金融	銀行、郵便局等							
行政施設	行政	市役所	○						
		支所				○	○	○	○
誘導施設（ <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 1em; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> ）の区分									
○	維持・拡充施設：都市機能誘導区域に立地しておりその機能を今後も維持・拡充する施設								
◇	補完施設：都市機能誘導区域外であるが駅の徒歩圏(800m圏)内にある施設（駅の徒歩圏内から無くなった場合は、誘致となります。）								
●	誘致施設：駅の徒歩圏内になく新たに都市機能誘導区域に誘致する施設								

※1：「内科」「外科」「整形外科」「小児科」「歯科」を診療科目とする医療施設を対象とします。

## ※誘導施設の位置づけがない都市機能施設の扱いについて

### ●地域包括支援センター

個別の高齢者福祉施設（通所系・訪問系高齢者施設）の活動を統括する施設ですが、本市を4つの生活圏域に区分し、各生活圏域に1施設ずつ高齢者相談センターが配置され機能分担しています。第6期豊川市福祉計画・介護保険事業計画では、圏域の設定は、現時点でバランスがとれており、引き続き4つの生活圏域を基本とした地域包括ケア体制を構築することが記載されています（同計画書34頁）。このため、現状の施設配置を今後も維持することとします。

### ●小学校、中学校

学校施設については、まとまった敷地が必要なこと、地域の核となる施設であり配置のバランスもあることから誘導施設としては位置づけませんが、年少人口の動向や教育施策の方針を注視しながら、既存ストックの有効活用と再編について検討していきます。

### ●児童館、文化会館

公共施設適正配置計画において、施設の耐用年数等を加味しながら既存ストックの有効活用により施設の複合化や多機能化等により検討されています。施設の新設の際は、特に地域拠点の時間消費型のにぎわい創出施設として立地することが望ましいので、現状では既存ストックを活用した再編を推進することとします。

### ●市民館、集会所

公的な交流施設として、市内各所に立地し充足していると想定されるため、誘導施設とは位置づけず、他の公共施設と同様に既存ストックを活用した再編を推進することとします。

### ●銀行、郵便局等

市内各所に有人施設やATMがあり、充足していると想定されるため、誘導施設には位置づけないものとします。

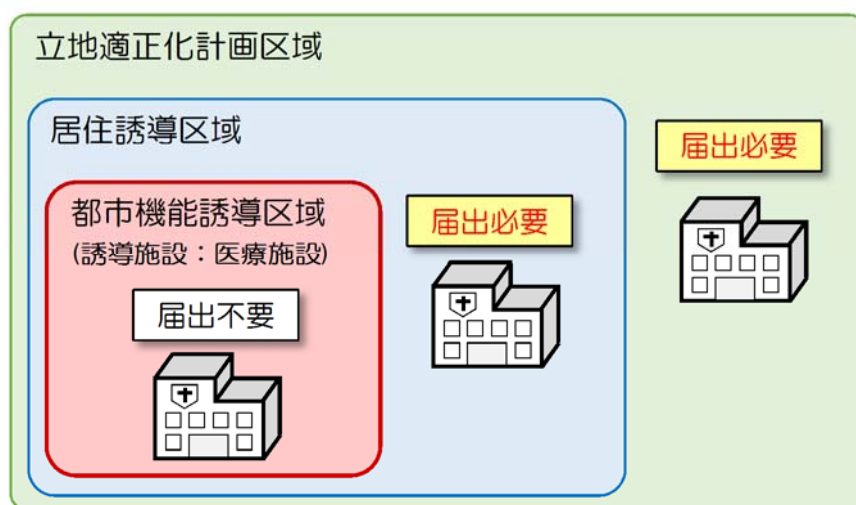
### ●小規模なスーパー等

身近にかつ手軽に、地域でサービスを受けることができるような施設として、居住地周辺への配置を想定します。

## 8-4 届出制度

立地適正化計画区域の都市機能誘導区域外において、立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の開発行為、誘導施設を有する建築物の新築・改築または用途変更を行う場合に、原則として開発行為等に着手する30日前までに市町村長への届出が義務付けられています。

届出を受けた市町村は届出をした者に対して、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供等を行う他、届出内容のとおりのおり開発行為等が行われると何らかの支障が生じると判断した場合には、規模の縮小や別の区域での開発や開発の中止を行うよう調整する等の措置を講じ、調整が不調に終わった場合は勧告等を行うこととされています。



(改正 都市再生特別措置法等について 平成27年6月1日時点版より作成)

図 都市機能誘導区域外における届出対象行為  
(医療施設の場合の例示)



## 9 誘導施策

### 9-1 基本的な考え方

本市において、持続的に発展するコンパクトな都市を形成するためには、誘導区域の付加価値を高め、居住誘導区域や都市機能誘導区域へ居住や都市機能の立地をゆるやかに促進することが重要です。このため、本市では、快適な都市空間の整備や民間活力等による誘導施設整備の促進など、生活の場や働く場、交流の場として、居住誘導区域や都市機能誘導区域の魅力を高めるための取組みを推進します。また、市内各所から各都市機能誘導区域へアクセスできる交通体系を確保することで、都市機能の利便性の増進を図り、その効果を市全域へ波及させることを目指します。

また、持続的に発展する都市を形成するには、新たな定住人口や交流人口を確保する必要があります。このため、本市では、市内における産業振興や鉄道の利便性を活かした生活環境の維持・拡充と併せ、市外からの転入希望者を対象とした取組みを実施し、定住人口の確保を図るとともに、豊川稲荷等の本市ならではの歴史・文化資源等を活用しながら交流人口の確保に向けた取組みも実施します。

なお、高齢者の増加が予測され、様々な市民のみなさんの居留意向がある中では、居住や都市機能の誘導のための施策を推進する一方で、住み慣れた自宅等における生活の利便性を大きく低下させないための取組みも重要です。このため、医療・介護・生活支援・住まいを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進や、地域における子育て支援サービスの充実等を併せて実施し、市民一人ひとりが暮らしやすさを実感でき、生涯にわたり住み続けたいくなるようなまちづくりを進めます。

### 9-2 居住の誘導のための施策

#### **①居住誘導区域外における届出制度の運用**

- ・立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、居住誘導区域内への住宅立地を促進します。  
また、より安心して生活していただけるよう、届出をした者に対して、本計画の位置づけや施策に関する情報提供等を積極的に行います。

#### **②空き家や低未利用地等の適正処理による居住促進**

- ・空き家の増加による居住環境の悪化を抑制し、良好な居住環境を確保するため、特定空家への対応を検討するとともに、空き家や低未利用地を活用した居住の可能性を検討します。

#### **③新設等住宅取得への支援**

- ・人口減少や既成市街地の空洞化に対応するため、他都市より水準の高い生活サービス充足率のさらなる向上や工業振興策による雇用創出等により、市外からの新たな定住者を確保することに加え、市外からの新たな定住者のうち、生活利便性の高い地域での新たな住宅取得者に対し、住宅の取得支援を行います。

#### **④魅力的な居住環境の整備**

- ・居住地として便利で快適な居住空間を確保するため、街路事業や土地区画整理事業等の都市基盤整備を実施します。
- ・既存公園の適切な維持管理や改修・再整備を行うことで公園の魅力向上を図り、居住者の「憩い」、「レクリエーション」、「コミュニケーション」の場の提供を推進します。
- ・居住地では落ち着いた空間を、商業地ではにぎわいを演出する空間の創造をめざし、既存の民有地緑化制度を活用するとともに、新たに景観計画の策定について検討し、本市の自然環境を活かした緑が映える良好な景観形成を推進します。
- ・通学路をはじめ、誰もが安全・安心に移動できる歩行空間を確保します。
- ・市民生活等を支える公共施設や道路等の都市基盤の安全性や機能を持続的に確保していくため、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に推進します。

#### **⑤公共交通ネットワークの維持・改善**

- ・利便性の高い生活環境を維持・確保するため、通院・買物目的の移動ニーズやまちづくりに合わせて、なるべく少ない乗換えで、中心拠点や地域拠点間を移動しやすい基幹路線の維持・改善を行います。
- ・自動車が運転できない人も各地域拠点間を移動しやすい交通体系の構築を推進します。
- ・地域路線の確保と活用に向けた地域住民の主体的な取組みを支援します。

#### **⑥使いやすい公共交通環境の形成**

- ・利用者にとってより使いやすい公共交通体系を構築するため、利用しやすい料金体系や公共交通案内の充実等のサービス改善を図ります。
- ・公共交通サービスの維持・改善に向け、周知・広報活動等により公共交通の利用促進を図ります。

#### **⑦情報提供の充実**

- ・活力とにぎわいのある安全・安心な本市での定住を促進するため、まちなにぎわいや防災等に関する情報を積極的に市民に周知を図ります。

### **9-3 都市機能の誘導のための施策**

#### **①都市機能誘導区域外における届出制度の運用**

- ・立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、都市機能誘導区域内へ誘導施設の立地を促進します。

#### **②国等の直接支援策の活用**

- ・民間都市開発推進機構による金融上の支援措置などの支援策等を活用し、都市機能誘導区域内へ誘導施設の立地を促進します。

### **③国の各種支援制度の活用**

- ・国の各種支援制度を活用し、都市機能誘導区域の付加価値を高めるための都市空間やインフラ等の整備を円滑に推進するとともに、民間事業者による誘導施設の立地を促進します。

### **④誘導施設へのアクセス利便性を高める交通空間整備の推進**

- ・拠点周辺の都市空間の魅力向上とともに、公共交通の利用促進に向け、ユニバーサルデザインに配慮した交通結節点の整備を推進します。
- ・公共交通の利用促進に向け、交通結節点の利便性向上とともに、様々な交通手段で円滑・安全にアクセスできる道路・街路整備を推進します。
- ・歩行者の安全とともに、自転車の安全を確保するため、自転車走行空間の整備について検討します。

### **⑤中心市街地の活性化の推進**

- ・おもてなし空間や景観の整備等、にぎわいを創出するための複合的な取組みを関係者と協働で推進します。

### **⑥市内事業者との協働によるにぎわい創出**

- ・チャレンジとよかわ活性化事業により商業の活性化を図るとともに、イベントによるにぎわいづくりを推進します。

### **⑦既存公共施設の再編**

- ・市民生活を支える行政機能の効率化と魅力的な市民の交流の場を創出するため、豊川市公共施設適正配置計画に基づく施設の多機能化・複合化等を推進します。

### **⑧にぎわいを創出する都市環境の整備**

- ・都市空間としてにぎわいのある都市環境を確保するため、街路事業や土地区画整理事業等の都市基盤整備を実施します。
- ・既存公園の適切な維持管理や改修・再整備を行うことで公園の魅力向上を図り、居住者の「憩い」、「レクリエーション」、「コミュニケーション」の場の提供を推進します。
- ・居住地では落ち着いた空間を、商業地ではにぎわいを演出する空間の創造をめざし、既存の民有地緑化制度を活用するとともに、新たに景観計画の策定について検討し、本市の自然環境を活かした緑が映える良好な景観形成を推進します。
- ・地域経済等を支える公共施設や道路等の都市基盤の安全性や機能を持続的に確保していくため、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に推進します。





# 10 計画の推進方法及び目標値の設定

## 10-1 計画の推進方法

### (1) 市民、事業者、行政などによる協働のまちづくりの推進

人口減少・少子高齢化の進行などにより、公共投資も厳しい財政制約が予想される中で、都市の将来像を実現するためには、計画的かつ効率的な取組みにより目指すべき都市の骨格構造を形成することが必要です。

そのためには市民・事業者・行政が役割と責任を果たしながらも、互いに協力しまちづくりを進めていく協働によるまちづくりが重要となります。各分野の行政機関の連携をさらに強化するとともに、住民やNPOの自主的な活動や市民と行政、事業者と行政などの多様な主体の連携によって展開していきます。

### (2) 市民、事業者への積極的な情報発信

本計画に係る新たな制度について周知を図るとともに、市民や事業者のまちづくりへの参画を促進するため、本計画に基づく各事業計画の内容や推進状況、活用可能な支援策等について、積極的な情報発信を行うとともに、幅広く市民の意見を収集します。

### (3) 立地適正化計画の進行管理

#### ①都市再生特別措置法における立地適正化計画の評価等

都市再生特別措置法により、立地適正化計画を作成した場合には、おおむね5年ごとに、施策の実施の状況等についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとされています。

#### ②本市における進行管理の進め方

本計画の計画期間は平成52年までと長期間となるため、以下の進行管理により、都市の将来像「歴史・文化が息づく自然豊かで快適な持続発展都市 とよかわ」の実現に向け、将来にわたり効果的な取組みを継続的に推進していきます。

#### ●PDCAサイクルによる進行管理

本市では、おおむね5年ごとに、PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACTION（改善）のPDCAサイクルによる進行管理を行い、施策の実施による効果や課題を評価し、必要に応じて見直ししながら計画を推進します。

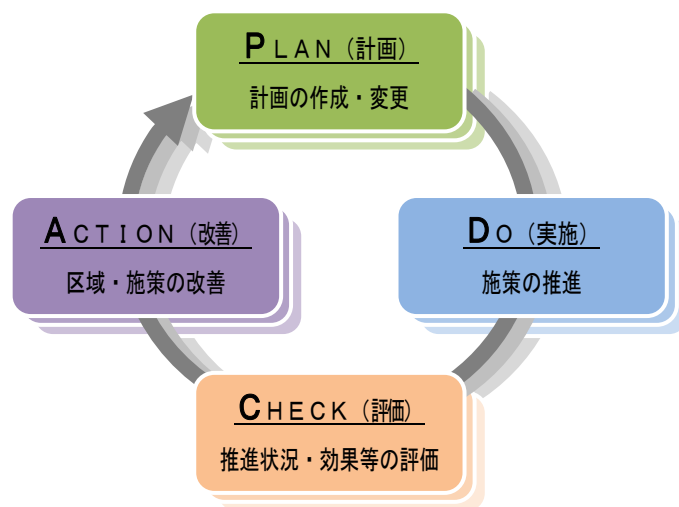


図 計画の推進方法イメージ

## 【P D C Aサイクルの概要】

### P L A N（計画）

- ・立地適正化計画の作成・変更を行います（おおむね5年ごと）。

### D O（実施）

- ・本計画に基づく施策を推進します。

### C H E C K（評価）

- ・居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定や施策の推進に対して、効果や課題を以下の観点により評価します。

#### 【C H E C K（評価）の観点】

##### ①施策の推進状況（1年ごと）

本計画に基づく施策が着実に推進されているか確認します。実施した施策については、その実施成果を把握し、事業費や財源状況などを踏まえ、実施内容が効率的であるかを評価します。実施されていない施策については、推進上の問題点や推進するための条件等を明確化します。

##### ②まちづくりの方針・誘導方針に対する有効性（5年ごと）

- ・まちづくりの方針・誘導方針に即した居住や都市機能施設の立地動向となっているか評価します。
- ・国勢調査や都市計画基礎調査等の統計データ、各種調査データを用いながら、居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定に対し、それぞれの設定の考え方に基づき再検討します。
- ・目標値の評価を行います。

### A C T I O N（改善）

- ・評価・検証結果を踏まえ、本計画に示された各区域の設定や施策を改善します。

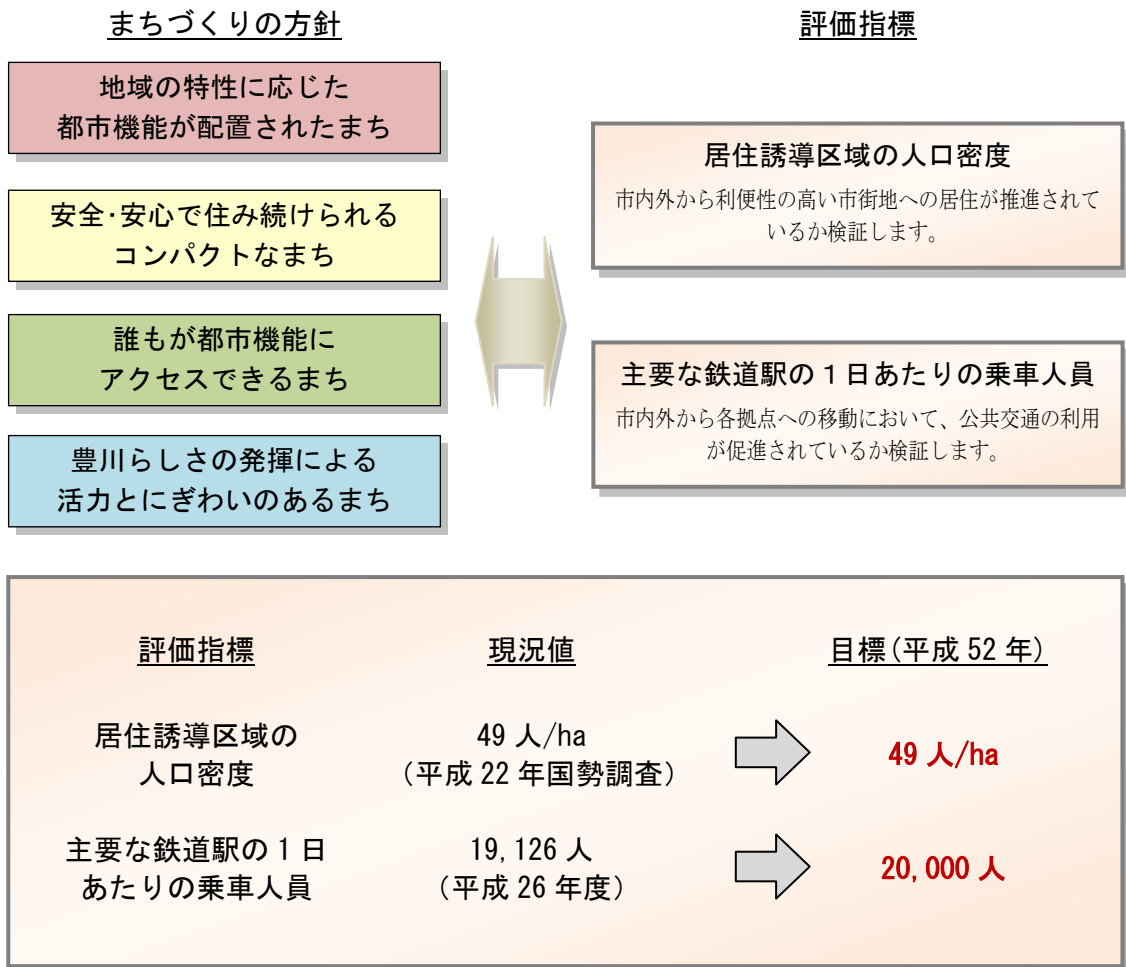
## ●計画の見直し

P D C Aサイクルによる進行管理の他、都市づくりの指針となる上位関連計画の見直しや、各誘導区域の設定の基本となる区域区分や用途地域の変更、土砂災害特別警戒区域等の防災関連の区域指定等に応じて、随時本計画の妥当性等について検証し、本計画をとりまく環境の変化に即した内容へと見直しを行います。



## 10-2 目標値の設定

本計画にて設定した4つのまちづくりの方針を実現するための各種取組みの効果が適切に発揮され、市民一人ひとりが暮らしやすさを実感しつつ、生涯にわたり住み続けたいくなるような持続発展都市となっているか評価するため、以下の指標及び目標値を設定します。



※主要な鉄道駅：各都市機能誘導区域の中心である以下の11駅を対象とします。  
 JR 豊川駅、三河一宮駅、愛知御津駅、西小坂井駅、小坂井駅  
 名鉄 豊川稲荷駅、諏訪町駅、八幡駅、国府駅、名電赤坂駅、伊奈駅

## 将来目標値の設定方法について

### (1) 居住誘導区域の人口密度の将来目標について

社人研推計（社会移動あり）による平成 52 年時点の人口が 158,772 人であるのに対し、豊川市人口ビジョンの目標値は、168,770 人であり、目標の達成には 9,998 人を増加させる必要があります。また、社人研推計（社会移動あり）に基づく、平成 52 年時点の居住誘導区域に係る居住地別の人口は右表のとおりです。

人口ビジョンの目標達成のために必要な増加人口や居住地別の人口分布等を踏まえ、以下のとおり、将来目標値を設定します。

■居住地別人口（平成 52 年）

	H52人口
総人口	158,772人
居住誘導区域内人口	119,494人
居住誘導区域外人口	39,278人

#### 【目標値の設定方法】

①人口ビジョンの目標達成に必要な人口（9,998 人）を、全て居住誘導区域の人口増加とする。

②居住誘導区域外の居住者の 12%（ $39,278 \times 12\% = 4,713$  人）が居住誘導区域へ転居とする。

※12%：第 11 回豊川市市民意識調査(平成 27 年度実施)の定住意向の設問において、「できれば移りたい」「わからない」と回答した人の割合

③社人研推計による居住誘導区域内の人口（119,494 人）に、①～②の人口を加算した人口（ $119,494 + 9,998 + 4,713 = 134,205$  人）が居住誘導区域内に居住とする。

$$\begin{aligned} \bullet \text{居住誘導区域の人口密度} &= 134,205 \text{ 人} \quad / \quad 2,755 \text{ ha} \\ &= 49 \text{ 人/ha} \quad \text{※概ね現状維持として目標を設定} \end{aligned}$$

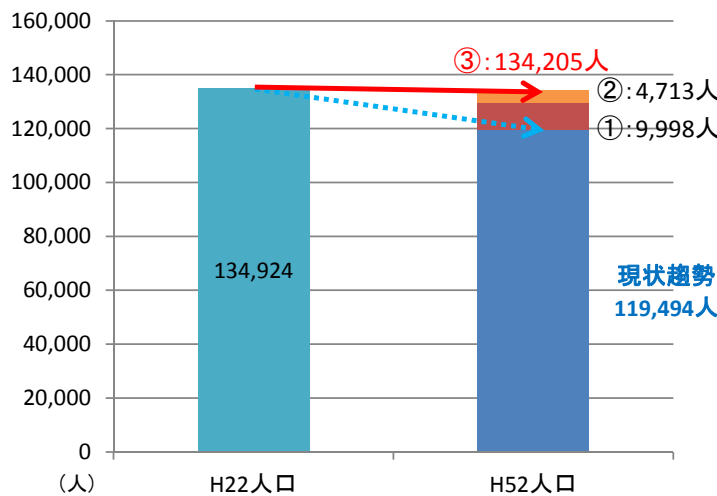


図 居住誘導区域内の人口の将来目標

## 参考：豊川市人口ビジョンにおける目標人口の算定について

### ① 合計特殊出生率について

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では平成42（2030）年に合計特殊出生率を1.8、平成52（2040）年に2.07（人口置換水準）へ上昇させるモデルが示されています。本市においても国の少子化対策等と連携し、積極的に施策を展開することで、平成32（2020）年に1.75、平成42（2030）年に1.91、平成52（2040）年に2.07を達成すると仮定しています。

図表 8

出生率	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年				平成 32 年	平成 42 年	平成 52 年
	(2011 年)	(2012 年)	(2013 年)				(2020 年)	(2030 年)	(2040 年)
豊川市	1.57	1.62	1.64	➔			1.75	1.91	2.07
全国平均	1.39	1.41	1.43				1.60	1.80	2.07

※平成23～25年は愛知県の人ロ動態統計、子ども課資料による。平成32年以降は推計値。

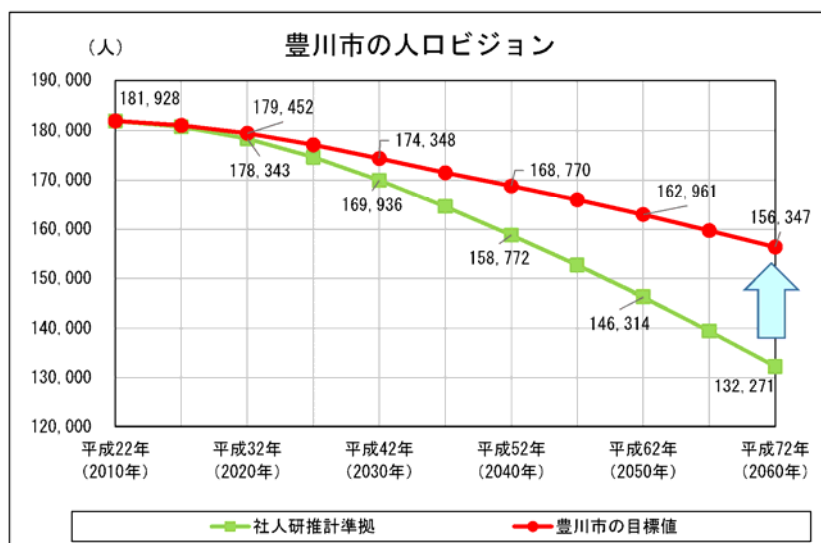
### ② 社会動態と年齢区分別人口の見通しについて

年齢区分別人口の見通しについて図表9に示します。若い世代の希望が叶うような雇用、就労環境を確保し、出産や子育て環境の充実を図ることで、社会動態が安定化（0から44歳の純移動率のうち、マイナスとなっているものをゼロに改善）すると仮定しています。

図表 9

	平成 22 年	平成 32 年	平成 42 年	平成 52 年	平成 62 年	平成 72 年
	(2010 年)	(2020 年)	(2030 年)	(2040 年)	(2050 年)	(2060 年)
総人口	181,928	179,452	174,348	168,770	162,961	156,347
年少人口 (0～14 歳)	27,299 15.0%	25,373 14.2%	24,302 13.9%	25,215 14.9%	25,171 15.4%	24,028 15.4%
生産年齢人口 (15～64 歳)	116,221 63.9%	105,942 59.0%	100,726 57.8%	90,883 53.9%	86,301 53.0%	85,699 54.8%
老年人口 (65 歳以上)	38,409 21.1%	48,138 26.8%	49,321 28.3%	52,672 31.2%	51,489 31.6%	46,620 29.8%

※平成22年は社人研により国勢調査結果の年齢不詳を按分した結果による。また、各年齢区分別人口の合計は、端数処理により総人口と合致しない場合がある。



(豊川市人口ビジョンより)



## (2) 主要な鉄道駅の1日あたりの乗車人員の将来目標について

都市機能誘導のための施策を実施することにより、計画の目的である持続可能な都市の形成を目指すことから、各拠点への集約・交流を示すための主要な鉄道駅1日あたりの乗車人員を将来目標値として設定します。

### 【目標値の設定方法】

今後の人口減少・少子高齢化の進行においても、都市機能や人口密度等の適正配置により、第6次豊川市総合計画における主要な鉄道駅の乗車人数の目標値の20,000人を平成52年においても維持させるものとし、本計画の目標値を20,000人と設定します。

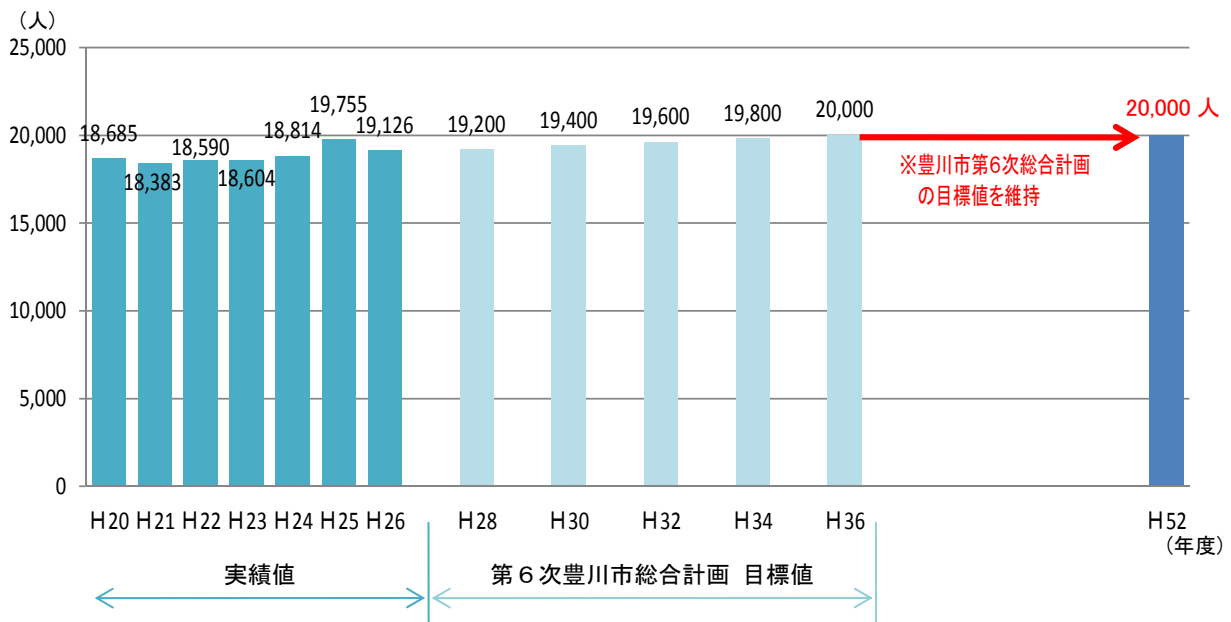


図 主要な鉄道駅の1日あたりの乗車人員の将来目標